

平成21年6月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成21年6月24日～25日

場 所 第2委員会室

平成21年6月24日（水曜日）

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 知事の退職手当の特例に関する条例
- 議案第11号 市町の廃置分合について
- 議案第13号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
 - ・平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
 - ・宮崎県国民保護計画の変更について（別紙20）
 - ・県が出資している法人の経営状況について
財団法人宮崎県立芸術劇場（別紙6）
財団法人宮崎県国際交流協会（別紙7）
 - ・平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別紙18）
- 県民政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・経済・雇用対策について
 - ・平成20年度宮崎県県民意識調査の概要について
 - ・平成21年度政策評価の実施について
 - ・宮崎交通（株）のバス路線廃止検討区間につ

いて

- ・平成20年度における行財政改革の取組状況について
- ・行政機関設置条例に係る土木事務所の再編案について

出席委員（9人）

委員 長	高橋 透
副委員 長	河野 安幸
委員	福田 作弥
委員	井本 英雄
委員	萩原 耕三
委員	押川 修一郎
委員	武井 俊輔
委員	権藤 梅義
委員	前屋敷 恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県民政策部長	高山 幹男
県民政策部次長 （政策担当）	日高 勝弘
県民政策部次長 （県民生活担当）	高島 俊一
総合政策課長	永山 英也
秘書広報課長	亀田 博昭
統計調査課長	橋本 江里子
総合交通課長	長嶺 泰弘
生活・協働・男女参画課長	高原 みゆき
文化文教・国際課長	福村 英明
人権同和対策課長	酒井 勇
情報政策課長	金丸 裕一
中山間・地域対策室長	山内 武則

広報企画監 津 曲 睦 己
交通・地域安全対策監 黒 木 典 明

総務部

総務部長 山下 健 次
総務部次長 土 持 正 弘
(総務・職員担当)
総務部次長 萩 原 俊 元
(財務・市町村担当)
危機管理局長 渋谷 弘 二
部参事兼総務課長 堀 野 誠
部参事兼人事課長 四 本 孝
行政経営課長 桑 山 秀 彦
財政課長 西 野 博 之
税務課長 永 田 裕 志
市町村課長 田 原 新 一
市町村合併支援室長 茂 雄 二
総務事務センター課長補佐 酒 井 正 英
危機管理課長 武 田 久 雄
消防保安課長 川 野 直 記

事務局職員出席者

総務課主幹 黒 田 渉
議事課主幹 壺 岐 哲 也

○高橋委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

今回、議案及び報告事項がない部局については待機ということで考えております。

日程につきましてはお手元に配付のとおりであります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いた

します。

○武井委員 今度の総務部の6号議案の関係、知事の退職金手当特例等が出ているんですが、きのうからの非常に著しい情勢の変化もあるので、スケジュール、タイミングはあるかと思うんですが、きょうの委員会のしかるべきタイミングで知事に来ていただいて、この6号議案については知事から説明等をもらうべきではないかと考えておるんですけども、御審議をお願いいたします。

○高橋委員長 ただいま武井委員から御意見のありました、6号議案に関して知事の出席を求めて意見を聞くということではありますが、きょうの日程についてはこのとおり進めさせていただいて、総務部の審議が終わった後に、委員協議の中で確認するということではいかがでしょうか。

○武井委員 私はそれでも構いませんが、そういう希望があるということでお含みいただきたいと思います。

○高橋委員長 知事の出席につきましては、後の委員協議の中で決定するというところで確認をいただきたいと思います。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時4分休憩

午前10時6分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○山下総務部長 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

今回御審議をいただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料によりまして御説明をいたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。「平成21年度6月補正予算案（議案第1号）の概要」についてであります。議案第1号による補正は、経済・雇用緊急対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費について措置することとしたものであります。補正額は、一般会計で59億9,502万1,000円の増額でありまして、この結果、一般会計の予算規模は5,709億3,230万2,000円となります。補正による一般会計の歳入財源の主なものは、国庫支出金4億6,681万6,000円、繰入金31億415万6,000円、諸収入6億8,011万4,000円、県債17億1,380万円などであります。

2ページをお願いいたします。一般会計の歳出の款ごとの内訳であります。上から2段目の民生費は、障害者自立支援対策や子育て支援対策の強化を、また次の段の衛生費は、環境整備公社への貸付金、さらに妊婦健康診査の充実などであります。1つ飛びまして農林水産業費は、新たに取り組みます農商工連携事業など、最後の段の土木費は、公共事業費の増額等をお願いしております。

次に、右側の3ページでございますが、「平成21年度6月補正予算案（議案第13号）の概要」についてであります。この議案は6月17日に追加提案をさせていただいたものであります。追加提案しました議案第13号による補正予算は、国の平成21年度補正予算（第1号）の成立、及び新たな経済・雇用対策の実施に伴う経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で122億6,294万4,000円、公営企業会計で

6億5,875万円の、いずれも増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、6月補正後で5,831億9,524万6,000円となります。補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金55億7,479万8,000円、繰入金66億2,266万3,000円などであります。

4ページをお願いいたします。上の表は、一般会計の歳出の款ごとの主な内訳であります。上から4段目の労働費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金への積み立てによりまして44億円余の増額、その下の農林水産業費は、今回新たに造成しました森林整備加速化・林業再生基金への積み立てや、その基金を活用した事業の実施により31億円余の増額、1つ飛びまして土木費は、県単公共事業等により31億円余の増額となっております。下のほうの表は公営企業会計の歳出一覧でありまして、今回の補正予算を会計ごとにまとめたものでございます。

次に、特別議案の関係について御説明いたします。同じ資料の9ページをお願いいたします。議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、総務省令の一部改正に伴いまして、県税の課税免除または不均一課税の適用期限を延長するものであります。

おめくりいただきまして、15ページをお願いいたします。議案第6号「知事の退職手当の特例に関する条例について」であります。これは、知事マニフェストにおいて知事の退職手当の見直しを掲げていること、及び厳しい社会経済情勢下において県を挙げて行財政改革に取り組んでいることなどを考慮いたしまして、知事の今任期に係る退職手当の額を50%減額するための条例を制定するものであります。

次の16ページをお願いいたします。議案第11

号「市町の廃置分合について」であります。これは、清武町を廃し、その区域を宮崎市に編入することについて、両市町から知事に申請が行われたことを受けまして、地方自治法第7条第1項の規定に基づき県議会の議決に付するものであります。

特別議案としては、以上の3件でございます。

次に、報告承認の専決処分の承認を求めることについてであります。

右側の17ページでございますが、報告第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」の専決報告であります。これは、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴いまして、平成21年3月31日に専決により補正を行ったものであります。表の上のほうにありますように、補正額は10億3,343万9,000円の増額となっております。この結果、平成20年度一般会計歳入歳出予算の規模は5,759億5,989万2,000円となります。

次の18ページをお願いいたします。報告第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。これは、地方税法の一部改正に伴いまして、平成21年3月31日に、専決により自動車取得税、軽油引取税、不動産取得税等に係る関係規定の改正を行ったものであります。

専決処分の承認を求めることにつきましては、以上の2件でございます。

次に、報告事項であります。

恐れ入りますが、別冊の6月定例県議会提出報告書という白い冊子がございますが、こちらをごらんいただきたいと思っております。まず、3ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、「損害賠償額を定めたことについて」であります。これは、県有車両による交通事故の損害賠償額につきまして、地方自治法第180条第2項

の規定（専決処分）に基づきまして御報告をするものであります。

次に、ずっとめくっていただきまして、185ページをお願いいたします。「平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」であります。これは、平成20年度の議会におきまして御承認をいただきました繰越事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告をするものであります。

恐れ入ります。さらにめくっていただきまして、197ページをお願いいたします。「宮崎県国民保護計画の変更について」であります。これは、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる国民保護法の第34条第6項の規定に基づきまして御報告をするものでございます。

報告事項につきましては、以上の3件でございます。

最後に、その他報告についてであります。

恐れ入ります。再度、先ほどの委員会資料に戻っていただきたいと思っております。資料の37ページでございます。本日御報告いたしますのは、ここに記載しております「平成20年度における行財政改革の取組状況について」及び、同じ資料の39ページでございますが、「行政機関設置条例に係る土木事務所の再編案について」、この2件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長並びに室長から説明をいたさせますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

なお、総務事務センター課長が、忌引のために本日の委員会を欠席させていただいております。代理としまして課長補佐の酒井が出席しておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○西野財政課長 常任委員会資料の5ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。表の中ほど、平成21年度の6月の区分のところでございますが、「議案第1号」とありますのは、議会初日の6月12日に提案させていただいた分です。また、「議案第13号」とありますのは、6月17日、一般質問初日に追加提案させていただいた分であります。

それでは、それぞれの内容について御説明いたします。

まず、議案第1号についてであります。歳入についてであります。議案第1号の縦の欄を見ていただきますと、主なもの、まず自主財源につきましましては、繰入金金が31億415万6,000円、諸収入が6億8,011万4,000円、依存財源につきましましては、国庫支出金が4億6,681万6,000円、県債が17億1,380万円など、いずれも増額となっております。この結果、この表の一番下の欄にありますとおり、この補正による歳入合計は59億9,502万1,000円の増額となっております。

続いて、議案第13号について説明いたします。歳入についてであります。同じく議案第13号の欄のところを縦に見ていただきますと、主なものといたしまして、まず自主財源につきましまして、繰入金金が66億2,266万3,000円の増額、依存財源につきましまして、国庫支出金が55億7,479万8,000円の増額となっております。この結果、歳入の合計は、この表の一番下の欄にありますとおり122億6,294万4,000円の増額となります。したがって、補正後の一般会計の予算規模は、この表の補正後の欄の一番下に書いてありますとおり5,831億9,524万6,000円となります。

次に、6ページをおめくりください。ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要であり

ます。

主なものについて御説明いたします。まず、財産収入についてであります。議案第1号、議案第13号とも、国から交付された交付金をもとに積み立てた基金に対する利息でございます。

次に、繰入金であります。議案第1号においては、基金繰入金のうち県債管理基金繰入金が減額となっておりますが、2番目の緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金から最後の安心こども基金繰入金までの7つの基金は、平成20年度の国の補正予算第2号により交付された臨時的な交付金をもとに平成20年度2月補正予算で積み立てた基金を、今回取り崩して各種基金の財源とするものでありまして、総額で31億415万6,000円の増額となっております。議案第13号においては、財政調整積立金繰入金等の増額により66億2,266万3,000円となっております。このうち下の2件は、今回の追加補正で新たに造成した基金であります。

次に、諸収入であります。議案第1号が6億8,011万4,000円の増額となっておりますが、このうち6億8,000万円は、宮崎県環境整備公社に貸し付ける浸出水調整池の機能回復工事資金の元金収入でございます。議案第13号においては企業局からの受託事業収入で、5,890万円の増額となっております。

次に、国庫支出金であります。議案第1号が、公共事業費等の国庫補助決定に伴い4億6,681万6,000円の増額となっております。議案第13号が、緊急雇用創出事業臨時特例交付金などの国庫補助決定に伴い55億7,479万8,000円の増額となっております。

最後に、県債で、議案第1号のみであります。これは、道路特定財源の一般財源化により道路事業への起債充当率が改正されたことに伴うも

ので、17億1,380万円の増額となっております。
以上でございます。

○堀野総務課長 委員会資料の7ページをごらんください。6月追加補正予算案につきまして御説明いたします。

総務部では、総務課、総務事務センター、消防保安課の3課におきまして、経済・雇用対策の実施に伴いまして公用車を更新するための経費をお願いしております。同じ内容ですので、私のほうで一括して御説明いたします。

まず、表の一番上でございますけれども、総務課の補正額は127万7,000円の増額で、補正後の予算額は、真ん中の計の欄のとおり15億624万円となります。次に、下から4番目の総務事務センターの補正額でございます。615万6,000円の増額で、補正後の予算額は12億1,001万8,000円となります。最後に、下から2番目の消防保安課の補正額は127万7,000円の増額でございます。補正後の予算額は5億4,556万5,000円となります。

次のページをごらんください。まず、1の目的でございます。それぞれの課の公用車が老朽化しましたので、低公害車に更新し、低炭素社会づくりを推進するものであります。

次に、2の事業概要といたしましては、乗用自動車のセダントype3台とワゴンType1台の計4台を購入するものでございます。

最後に、4の予算額でございます。4台の合計額で871万円をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○四本人事課長 御説明いたします。お手元の委員会資料の15ページをお開きください。議案第6号「知事の退職手当の特例に関する条例について」であります。

まず、1の制定理由についてであります。知

事の退職手当につきましては、下に米印で記載しておりますとおり、知事マニフェストの中で「知事の退職金に県民の満足度を元に一定比率を返納する能力主義制度（出来高制）を導入」と掲げておりまして、これまで検討を行ってまいりましたが、県民満足度について客観的な評価が難しいなど困難な課題があることから、出来高制についてはその実現を断念することとしたところであります。しかしながら、知事マニフェストにおいて知事の退職手当の見直しを掲げていること、及び厳しい社会経済情勢下において県を挙げて行財政改革に取り組んでいること等を考慮いたしまして、知事の今任期に係る退職手当の額を50%減額するものであります。

次に、2の制定内容であります。知事の今任期に係る退職手当の額を50%減額することとしております。50%の減額につきましては、現在、知事の退職手当の減額を措置している14府県の状況、また、厳しい社会経済情勢や本県の厳しい財政状況等を総合的に勘案して判断したものであります。減額の影響等につきましては、その下に米印で記載しておりますとおり、4年間の知事の任期を満了した場合、現行の退職手当に関する条例に基づき計算した額は4,166万4,000円となりますが、この額から50%減額すると2,083万2,000円となります。したがって、今回の減額の影響額としては、任期満了の場合マイナス2,083万2,000円であります。

最後に、3の施行期日についてであります。公布の日から施行することとしております。

以上、提案いたしました議案の御説明をさせていただきます。

なお、資料にはございませんけれども、この場をおかりいたしまして1点御報告をさせていただきます。さきの2月議会で改正の議決をい

ただきました、「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

職員の勤務時間を、1日8時間から1日7時間45分に改正し、施行は、「公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日」としておりましたが、現在、関係するシステムの改修等作業を進めており、ことし8月1日からの実施を予定しているところであります。

なお、知事部局におきましては、1日の勤務時間を15分短縮するに当たり、1日の始業時間と終業時間を変えることなく、休憩時間について、現在の12時15分から13時までの45分を、12時から13時までの1時間に延長することで対応することといたしております。

私からは以上でございます。

○西野財政課長 常任委員会資料の17ページをお開きください。報告第1号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」であります。これは、県税の増収及び地方交付税の確定並びに退職手当の確定等に伴うものでありまして、議会へ報告し、その承認を求めるものであります。

まず、歳入につきましては、いずれも2月補正予算編成以降の増減を補正するものでありまして、県税27億800万円の増額、地方譲与税1億1,514万1,000円の増額、地方交付税9億2,444万3,000円の増額、交通安全対策特別交付金2,443万5,000円の増額、国庫支出金8億4,259万1,000円の増額、財産収入5,342万3,000円の増額、繰入金54億円の減額、諸収入5億5,560万6,000円の増額、県債12億980万円の増額となっております。

次に、歳出につきましては、まず総務費は12億3,032万3,000円の増額でありまして、その内

訳は、退職者の確定に伴う退職手当が2億1,484万9,000円の減額、県債管理基金への積み立てが14億4,517万2,000円の増額となっております。民生費は3億6,260万1,000円の増額で、障害者自立支援対策臨時特例基金への積立金となっております。衛生費は1,732万6,000円の増額で、産業廃棄物基金への積立金となっております。農林水産業費は310万8,000円の増額で、森林環境税基金への積立金となっております。また、警察費は465万円、教育費は5億7,526万9,000円の減額となっておりますが、いずれも退職手当の確定によるものであります。以上であります。

○永田税務課長 委員会資料の9ページをお開きください。議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由であります。関西文化学術研究都市建設促進法第11条の「地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令」の公布に伴い、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」及び半島振興法に基づく県税の課税免除または不均一課税を行った場合における地方交付税の減収補てん措置の適用期限がそれぞれ延長されることとなったため、関連する規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。地方交付税の減収補てん措置の延長期限に合わせまして、（1）は過疎地域自立促進特別措置法に基づく県税の課税免除の適用期限を、過疎法の期限である平成22年3月31日まで1年間延長するものであります。（2）は、離島振興法及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形

成及び活性化に関する法律」に基づく県税の課税免除の適用期限を、平成23年3月31日まで2年間延長するものであります。また(3)は、半島振興法に基づく県税の不均一課税の適用期限を、平成23年3月31日まで2年間延長するものであります。

3の施行期日等ではありますが、公布の日から施行することとし、平成21年4月1日から適用することとしております。

次に、18ページをお開きください。報告第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ではありますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、(1)のとおり、道路特定財源としての目的税であった自動車取得税と軽油引取税が一般財源化され普通税となったこと、(2)のとおり、住宅または土地の取得に対して課される不動産取得税を軽減する特例措置が延長されたこと等の改正が行われたことによるものであります。いずれも賦課徴収の根拠となる規定であり、直ちに条例の改正を行う必要があったため、専決処分を行ったものであります。

2の改正の内容ですが、まず自動車取得税を、改正前の第3章の第1節から、改正後は第2章の第6節へ、軽油引取税を、改正前の第3章の第2節から、改正後は第2章第6節の2へと移動を行いました。次に、住宅または土地の取得について課される不動産取得税の税率につきましては、本則税率4%から3%への軽減措置を、平成24年3月31日取得分まで3年間延長いたしました。その他、自動車取得税及び軽油引取税の条項を移動したことで規定等を改正する必要が生じたこと等により、所要の文言の整備等を行いました。

3の施行期日ではありますが、平成21年4月1日からの施行となっております。以上であります。

○**田原市町村課長** 御説明いたします。

お手元の平成21年6月定例県議会提出報告書の3ページをお開きください。まず、損害賠償額を定めたことにつきまして御報告をいたします。次の4ページをお開きください。一番上の事案、県有車両による交通事故の損害賠償であります。この事案は、当課職員の運転する県有車両が、ここに記載してあります相手方の車両に接触したものでありまして、4月22日に専決処分し、物件損害の和解契約を締結したところであります。損害賠償額は7万3,000円でありまして、全額損害賠償保険から支払われました。交通事故につきましては、日ごろから注意を喚起しているところでありますが、今後ともその徹底を図っていくこととしております。

次に、同じ平成21年6月定例県議会提出報告書の185ページをお開きください。平成20年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして御報告いたします。表の上から3番目、(款)総務費、(項)市町村振興費、(事業名)定額給付金給付事業であります。これは、市町村が行う定額給付金給付事業につきまして、県がその取りまとめを行うための事務費でございますが、平成20年度の国の補正予算の関係により市町村の給付事業が繰り越しとなったことに伴い繰り越しとなったものでございます。翌年度繰越額は140万4,000円であります。

説明は以上であります。よろしく御願いたします。

○**茂市町村合併支援室長** それでは、委員会資料にお戻りいただきまして、16ページをお開きください。議案第11号「市町の廃置分合につい

て」でございます。

これは、清武町を廃し、その区域を宮崎市に編入するものであります。

2の合併協議の経緯であります。平成19年12月26日に宮崎市、清武町の1市1町によります合併協議会が設置され、計7回の協議の結果、本年3月4日に合併協定の調印に至ったところでございます。

3の主な協定の内容であります。合併の方式は編入合併、合併の期日は平成22年3月23日となっております。また、(5)の議員の取り扱いにつきましては、現在12名の清武町の議員に在任特例を適用し、宮崎市の議員の任期であります平成23年4月30日まで、引き続き宮崎市の議員として在任することとされておりますけれども、その後は、現在の宮崎市議会議員の条例定数であります46名の議員定数となる予定であります。

最後に、今後の手続の流れであります。この後県議会の議決をいただきましたら、知事がこれを決定し、その後、総務大臣への届け出、告示が行われ、合併の効力が生ずることになります。

説明は以上であります。どうぞよろしく願います。

○武田危機管理課長 それでは、宮崎県国民保護計画の変更につきまして御報告いたします。

委員会資料の36ページをごらんください。まず、1の計画の作成・変更の経緯等であります。県におきましては、国民保護法に基づきまして、平成18年3月に宮崎県国民保護計画を作成し、翌年1月には海上保安部等との連絡体制の明記や国、県の組織改正などについて、1回目の計画変更を行いました。平成20年3月には、国や県の組織改正等の軽微な事項について、2回目

の変更を行ったところであります。今回の変更は3回目となりますが、内閣総理大臣へ協議を行い、その承認を得て、本年3月18日付で変更を行ったところであります。

次に、2の今回の変更の内容について御説明いたします。今回の変更は、前回の変更から、国の基本指針の改正された平成20年10月までの状況変化を反映したもので、以下の5項目について変更いたしました。

まず、(1)の現地調整所の活用についてでございますが、これは今回の基本指針変更を受けた改正であります。現地調整所とは、消防、警察、自衛隊等の現地関係機関の部隊が現場において円滑に活動を行えるように調整するための仕組みでありまして、現地での各機関の作業の進め方を打ち合わせるなどを想定しております。今般、基本指針に市町村長または都道府県知事の義務として明記されましたことから、県の計画に追加したところでございます。

次に、(2)の県の区域を越える住民の避難に関する関係県調整マニュアルの活用についてであります。県域を越える広域に及ぶ住民避難につきましては、避難元や避難先だけでなく、その経由地を管轄する県など、関係する県相互において的確、迅速な調整が必要となります。国民保護法58条には関係県の知事間の協議義務について規定されておりましたけれども、その運用の詳細につきまして九州各県で検討しまして、今回、そのマニュアルを作成しましたことから、その活用を県の計画に明記したものであります。

次に、(3)の合同対策協議会による国との連携についてでございます。これも今回の基本指針変更を受けた改正でありまして、国の基本指針では、内閣総理大臣が国として特定の地域

における対策が必要であると認めるときは、政府要員を現地に派遣し政府現地対策本部を設置して、県の対策本部などと連携・調整を図ることとされています。この連携・調整を図るための会議といたしまして合同対策協議会が新たに基本指針に位置づけられましたことから、県の計画にも同様に明示したところでございます。

次に、(4)の安否情報システムの活用でございますが、同様に基本指針の変更を受けたものであります。安否情報の収集及び提供は、避難住民等への重要な援護措置の一つでありまして、この円滑な運用を図るために、国において情報システムの整備が進められております。この全国統一の情報システムが平成20年4月から運用開始されたことに伴いまして、今回、県の計画にも、安否情報の総務大臣への報告に際して当該システムを活用するよう明記したところでございます。

最後に、(5)の県の組織改正等に伴う変更でございますが、①にありますように、昨年4月の部局再編に伴い対策本部等の組織等の記載について所要の変更を行うとともに、あわせまして、②にありますように統計データの変更を行っております。

国民保護法に基づきましての国民保護計画の変更について御報告をいたしました。私のほうからは以上でございます。よろしく願いいたします。

○桑山行政経営課長 委員会資料の37ページをごらんいただきたいと思っております。その他報告といたしまして2件、御報告をさせていただきます。

まず、平成20年度における行財政改革の取組状況についてでございます。

本県では、平成19年6月に策定いたしました

行財政改革大綱2007に基づきまして、そこにあります意識改革など5つの改革プログラムに基づきまして行財政改革の推進を図っているところでございます。

まず、1の意識改革についてでございます。20年度における主な取り組みといたしまして、①であります。公務員倫理を確立する観点から、職員のコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るために、平成20年4月から各所属にコンプライアンスリーダーを配置いたしまして、定期的な点検や研修等を実施しているところでございます。1つ飛びまして、③人材育成への取り組みといたしまして、庁内公募により、国の省庁等への派遣研修や九州各県、県内市町村との人事交流などを実施しているところでございます。

2の経営改革でございますが、これにつきましては、人材あるいは財源など限られた経営資源を有効に活用できるスリムで効率的な組織体制の構築、県民サービスの一層の向上に取り組んでいるところでございます。②の定員管理の関係でございますけれども、これは、教育委員会あるいは警察本部などを含めまして、すべての部門の職員数をこの1年間で91人の純減といたしました。数値目標といたしましては、括弧内にありますように、平成17年対比で23年4月1日時点で1,000名の純減を目指しておりますが、現時点では881名の減となっております。おおむね順調に推移しているものと思っております。③、④は、一昨年のいわゆる不適正な事務処理の判明を受けての対応でございますが、再発防止の徹底と適正な事務執行の確保のために、③のほうが会計事務、④のほうが物品の調達・管理につきまして、職員の研修の充実、あるいは出先機関に対する指導・検査体制の強化

等を実施しているところでございます。⑤でございすが、各種相談窓口や県民利用施設の利便性の向上、県民へのサービス向上を図るために、パスポートセンターの各総合庁舎への窓口開設、あるいは県立美術館での開館時間の延長等を実施しているところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思ひます。3番目の協働改革についてでございすが、これにつきましては、県民や民間団体等、あるいは市町村などと適切な役割分担のもと、連携・協働を図りながら県政の推進を図っているところでございします。まず①でございすが、県民の皆様のさまざまな御意見を県政に反映させるために、知事が県民と直接意見交換を行います「県民ブレイク座談会」あるいは「県民フォーラム」を、それぞれ20年度は8回、7回開催したところでございします。②でありますけれども、NPOとの協働につきまして、県の事業で20年度は87事業を協働事業として実施するなど、力を入れて取り組んでいるところでございします。③指定管理者制度の導入の関係でございしますが、21年度から川南町の遊学の森など4施設に新たに導入いたしまして、現在、66施設において指定管理者制度を導入しているところでございします。

それから、4番目の入札改革についてであります。これにつきましては、入札の透明性の確保、あるいは公正な競争の促進、適正な施工の確保（品質確保）等に取り組んでおります。まず①でありますけれども、公共工事の品質確保のために総合評価落札方式の発注を拡充しております。21年1月から試行を開始いたしました、技術力あるいは地域貢献度の高い地元企業の育成を目的とする地域企業育成型の110件を含めまして、20年度は591件を試行したところでござい

します。③でありますけれども、一部の建設工事、すべての建設関連業務委託につきまして、20年10月から予定価格の事後公表の試行を開始したところでございします。

最後に、財政改革でございすが、平成21年度予算編成における取り組みといたしまして、①にありますように、財政改革推進プログラムの中期財政見通しで見込んでおりました収支不足額が278億円でございしましたが、それが337億円まで拡大いたしましたことから、以下4つ挙げておりますが、人件費の削減あるいは事務事業の見直し等により約97億円の圧縮を図って、240億円にまで不足額を圧縮したということでございます。

説明については以上でございします。詳細につきましては、別冊としてお配りしておりますので、そちらのほうを後ほどごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、委員会資料の39ページをごらんいただきたいと思ひます。行政機関設置条例に係る土木事務所の再編案についてでございします。

この件につきましては、今議会に議案第2号として提案させていただいておりますが、商工建設常任委員会のほうで付託、審査ということになりましたので、その他報告ということで、県土整備部が委員会に提出しております資料と同じ資料によりまして、ここで御説明をさせていただきます。

まず、再編案の概要であります。めくっていただきまして、41ページの下の方の図をごらんいただきたいと思ひます。県内3地域の6つの土木事務所を、枠囲みにしておりますが、中部、南那珂、児湯の3つの土木事務所及び3つの出張所、仮称でございすが、高岡、串間、

高鍋に再編するものでございます。串間土木につきましてもは港湾・漁港業務を持ってありますが、これを油津港湾に移管しまして「南部港湾事務所」という名称変更を行うものでございます。これが今回の見直しの内容でございます。

39ページに戻っていただきたいと思っております。まず、1の再編の背景でございますが、御承知のとおり本県の財政状況は大変厳しい状況でございます。そのような中で、(2)行財政改革の推進ということで、総人件費の抑制、とりわけ職員数の削減などに取り組んでいるところでございます。そのような中で県民の方々のニーズにこたえていくためには、組織の見直し、統廃合等によりまして、限られた人材を有効に活用できるような簡素で効率的な組織体制の整備を図っていくことが急務であると思っております。さらに、(3)でありますけれども、土木事務所に関しましては、昭和25年以来約60年間にわたりまして現在の体制がずっと続いてきておりましたが、その間、道路交通網の整備によりまして移動時間が大幅に短縮されております。それから情報通信技術の飛躍的な発展によりまして情報伝達手段等も格段に進歩しております。そういった状況を踏まえまして、(4)であります。行財政改革大綱2007では、土木事務所につきまして、「宮崎地域、日南・串間地域、西都・児湯地域の土木事務所の統合再編について検討する」ということを明記したところでございます。

次に、2の再編に係る経緯でございますが、まず、平成19年6月に大綱の素案を総務政策常任委員会のほうで御説明させていただきました。それから、パブリックコメント等により県民の皆さんの意見も募集しております。それから、県内市町村にも意見を照会させていただ

ております。その上で、同月29日に大綱の決定をしたということでございます。それから、平成19年8月から10月にかけては、関係の市町村から要望書、意見書等の提出がっております。それから、19年10月の段階で、土木事務所の具体的な再編案を、総務部、県土整備部がそれぞれ所管の常任委員会で御説明をさせていただきました。

次の40ページをごらんいただきたいと思っております。40ページの上にありますものがその際の案でございます。統合後の3事務所をそれぞれ宮崎市、日南市、西都市に設置し、高岡事務所は直ちに廃止、串間、高鍋につきましては3年間をめどとした駐在所設置を経て廃止という案でございました。これに対しまして、下の丸ですが、平成19年12月あるいは20年6月に、地元の高鍋、串間のほうから存続を求める請願が県議会に提出され、昨年12月の県議会において請願が採択されたところでございます。以上が経緯でございます。

これを踏まえまして、3の当初再編案の見直しでございますが、存続に係る請願が県議会に採択されたことを十分踏まえまして、また地元の市町村からの強い要望もありましたことから、特に地元の危惧されています「災害等緊急時の対応」あるいは「住民サービスの確保」に留意いたしまして、当初案について可能な限りの見直しを行ったところでございます。

(2)の再編の方針でありますけれども、統合することでスケールメリット、マンパワーの確保等を生かしながら、限られた人材で多様な行政需要に対応できる簡素で効率的な組織体制を構築したいということで、具体的には、両方の土木事務所の総務部門、建設・改良部門を本所に統合して一本化する。また、住民サービス

や安全・安心の確保が図られますよう、維持・保全部門は、廃止される事務所のところに出張所として残すこととしたところでございます。

②の出張所の機能につきまして具体的に御説明申し上げますと、次のページの上のほうに住民サービスの確保、災害等緊急時の対応ということで2つ書いてあります。住民サービスの確保の観点から、日常生活に密着した道路、河川等の保全業務、各種申請の受付等には出張所で十分対応してまいりたいと考えております。それから災害等緊急時の対応といたしましては、災害時の初動対応あるいは緊急施行工事の発注権限などを出張所に持たせまして、本所と密接な連携を図りながら迅速かつ的確な対応が可能な体制を確保したいと考えております。

ちなみに、41ページの一番下のほうに「出張所（仮称）」の主な業務」と書いてありますが、ただいま申し上げましたように、道路、河川等の保全、災害時の対応、それからダムのある事務所はダムの管理を引き続き出張所で行います。それから住民サービスとしての各種申請書受付、審査、交付、住民からの相談といったイメージを持っております。

続きまして、4の再編の内容でございますが、（1）再編の時期は来年、22年4月でございます。再編の内容は、冒頭に御説明したとおりでございます。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと思います。42ページから44ページにかけて、再編される各土木事務所の体制を示しております。

まず、42ページの中部土木事務所でございますが、統合によりまして、下のほうに矢印が引張ってありますが、太字のゴシックで書いてある技術調整課が新設されます。それから、旧高

岡土木事務所に出張所が設置されます。職員数はそれぞれ枠の右上に書いてありますが、非常勤を含めた数字で、宮崎土木が76名、高岡が40名でございます。再編後は、中部土木で110名程度、そのうち高岡出張所に20名程度と見込んでおります。

次に、43ページの南那珂土木事務所でございます。これについても同様の組織体制の変更になりまして、職員数につきましては、現在、日南が45名、串間が34名、これを再編後は南那珂土木で70名程度、うち串間出張所を15名程度と見込んでおります。それから港湾事務所について、先ほど申し上げた組織の再編がございます。

次の44ページをごらんいただきたいと思います。児湯土木事務所でございますが、組織体制は同様の変更でございます。非常勤を含めた職員数につきましては、西都47名、高鍋41名が、再編後は、児湯土木全体で80名程度、高鍋出張所で20名程度見込んでおります。

串間の出張所が若干少なくなっておりますのは、ダム管理業務を出張所で串間だけが持っていないという影響によるものでございます。

以上が各事務所の体制案でございますが、再編により出張所となります事務所の職員数は、非常勤を含めた数字ですが、現在のおおむね半分程度になろうかと思っております。再編後の業務に支障がないサービスの確保ができるような体制ではないかというふうに思っております。

最後に、5の再編の効果でございますが、本所にマンパワーを集中することによりまして業務執行体制が充実されるものと思っております。それから、技術調整課を新設して土木事務所の機能強化を図っていきたいと思っております。

それから、（2）の災害時の対応強化であり

ますが、本所と出張所の連携によりまして人員や機材の重点的な投入が可能となり、また、職員による待機体制も臨機応変に対応できるのではないかと考えております。

最後に、(3)の財政負担の縮減でございますが、出張所の設置、あるいは技術調整課の新設(今回見直した部分)を含めまして全体で10~20名程度の正規職員の減ということで、人件費に換算して年間1億円程度の縮減になるものと考えております。

以上が土木事務所の再編案の概要でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○高橋委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案関係についての質疑を求めたいと思ひます。質疑はありませんか。

○武井委員 議案関係で何点か御質問してまいります。

まず、今回の補正ですけれども、議会の一般質問でもさせていただいたんですが、こういった経済状況の中で不要不急なものがないようにという総務部長からの答弁もいただいたところだったんですが、見てみまして、県債が出ているかと思うんですが、土木費ですか、これは具体的に道路橋梁事業費ということですが、どういった内容か。また、後年度の交付税措置等の状況がどうなるのかお聞かせください。

○西野財政課長 今回の補正に係る県債の状況についてでございますが、5ページの議案第1号にありますように17億1,380万というものがございましては事業を追加的に発行するということではございまして、冒頭説明申し上げましたとおり、今年度、国の制度改正、道路特定財源の一般財源化ということに合わせまして、地方財政対策としまして、一般公共事業債につきまして、道路部分につきま

してはこれまで充当率が45%とされていたところ、90%まで充当することが認められたということでございます。それに伴って所要の措置を講じたものでございまして、後年度負担に関しましては、その分一般財源が不要になるということもございまして、後年度の負担に備えるためにも県債管理基金に積み立てを行っているところでございます。

○武井委員 次に、8ページですけれども、13号、公用車の更新ですが、車種とかその辺は適正に買われているんでしょうから、それは是とするんですが、県民の皆様の暮らしとかに対して手当てされるのが経済・雇用対策と考えるんですが、県庁の公用車を買いかえるというのが経済・雇用対策に当たるのか疑問がありますが、見解を求めます。

○堀野総務課長 今回の経済・雇用対策の中で、大きな柱の一つとして中・長期的な視点からの地域づくり対策というのを掲げております。その中で低炭素社会の実現ということを項目として上げてございまして、これを推進する上で、公用車についてエコカーに更新するというところで進めているところでございます。

○武井委員 100年に一度と言われるような経済対策の中で、非常に緊急性が高いということで、基金が組まれたり多額の交付税が出ているということだと思ふんです。そういったような意味で考えますと、県庁の公用車を買いかえるというのがそんなに喫緊性があるとか緊急性が求められる状況にあるとは、私は考えられないんですが、そういった観点で、今やるのが本当はもっと別の、県民の皆さんの暮らしの中で使うべきものがあるのではないかと考えますが、見解を求めます。

○西野財政課長 今回の経済対策と公用車の更

新ということですが、先ほど総務課長が申し上げましたとおり、低炭素社会の実現ということで、公用車のエコカー、低公害車への買いかえ促進ということが国の方針としても一つ出されているところでございます。今回、実際に更新を行いますのが、本来であれば来年度当初予算で更新を措置する。その更新に当たっては、走行距離であるとか、購入してからの年数であるとか基準を設けまして、それに達したところで当初予算で検討することにしておりますが、来年度当初予算で当然更新の対象になり得るものを、今回、半年くらい前倒して更新することによって、いずれにしても、当然必要性等認められるものでございまして、また、低炭素社会の実現に対する県の姿勢を示すものであろうかというふうに考えております。

○武井委員 答えになっていません。聞いていますのは、低炭素社会になることを別に否定しているわけではないんです。緊急性があるのかどうかということを知りたいんです。教えてください。

○西野財政課長 緊急性につきましては、先ほど公用車の更新の更新基準というのを申し上げましたが、当然に両方を現時点で達しているもの、例えば走行距離でありましたら10万キロメートルを超している、そういった基準に現在到達しているものですから、当然来年度当初予算では対象になりますが、国からの財源、総額6,000万円くらいだったと思いますけれども、そういった財源を活用しまして前倒しさせていただいたものでございます。

○武井委員 これは納得はできませんけど、状況はわかりました。

続いて、6号、15ページ、退職金について伺いますが、「公布の日」と記述がありますが、

公布の日というのは具体的にはいつになりますか。

○四本人事課長 県の広報の発行日の関係で、今のところ7月7日を考えております。

○武井委員 仮定の話で恐縮なんですけど、今、知事の出処進退について非常に大きく報道されているような状況がありますが、仮に公布の日以前に知事が辞職をするということがあった場合はどのようになるのでしょうか。

○四本人事課長 この議案が可決をされたという前提で御説明いたしますが、7月7日の公布の日以前に東国原知事が知事をやめた場合には、東国原知事についてはこの条例は適用されませんので、在任期間に応じた本来の退職手当が支給されることになると思います。その後の知事につきましては、推測ですが、選挙が間に合わないで、7月7日現在では就任をしていないという状況になりますので、結局のところこの条例はだれにも適用されないということになるかと思っております。

○武井委員 公布の日は、最終的に、議会の最終日をもって、つまり7月1日をもってというふうに変更することはできるものなんですか。

○四本人事課長 それは法制度的に検討してみないといけませんので、後で御返答したいと思います。

○武井委員 続いてですが、ここにあります4,166万4,000円が減額後2,083万円になるということですが、確認ですが、退任をした場合というのは、日割りになるといいますか、どういった計算で退職金を算出されるのか伺います。

○四本人事課長 月の途中で退任したときのその月の考え方ということでしょうか。

○武井委員 満了しなかった場合です。

○**四本人事課長** 済みませんが、確認をいたします。今の御質問は、例えば6月の途中でやめたという場合に、その6月についての月額報酬はどうなるのかということではないんですか。

○**武井委員** 例えば何月何日かで知事が退任をいたしますね。そうすると在任期間としては2年と何カ月ないしは2年と何カ月何日という形になるかと思うんですが、途中でやめた場合の端数を含めての考え方について伺います。

○**四本人事課長** 任期に端数が生じた場合ですが、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てるということになっております。

○**押川委員** 8ページの13号ですけれども、4台更新ということになるわけですが、先ほどの報告は走行距離とか年数ということでありまして、4台のそれぞれの走行距離、あるいは購入時期等がわかれば教えていただきたいと思っております。

○**堀野総務課長** 4台分についてそれぞれ御説明いたします。まず、一番上の総務課分でございますけれども、登録が平成10年6月でございます。走行距離が、これは5月1日現在でございますけれども、9万6,465キロ。次に総務事務センターの分でございますけれども、両方とも新規登録年月日は平成10年6月30日でございます。1台が16万7,490キロ、もう1台が16万7,111キロでございます。最後に、消防保安課の分でございますけれども、登録が平成8年6月27日でございます。走行距離が17万2,377キロでございます。以上でございます。

○**押川委員** 公用車の中で、何年なのか、走行距離でどのくらいなのかという県の規定はあるんですか。

○**堀野総務課長** 公用車更新の査定基準というのがございまして、これは財政課のほうの基準

でございますけれども、排気量によって走行距離、年数、若干異なってまいります。総務課の分で申し上げますと、1400cc排気量未満でございますので、基準年数10年、走行距離は10万キロでございます。それ以上の分になりますと、基準年数と走行距離の超えた分で若干基準が変わってまいります。

○**押川委員** 今の説明では、期間と走行距離においては基準に該当するというところで理解をいたします。

今回の経済・雇用対策に当たって、半年の前倒しだという説明でありましたけれども、これが本当に緊急性があって更新をしなくちゃいけないのかということに疑問がわくわけでありまして、まだ使用できるということであれば、ほかの部門に回すべきではないかなという感じがするんですが、そのことについてお伺いしたいと思います。

○**西野財政課長** 今回の公用車の更新につきましては、本来、来年度当初であれば更新を検討する対象になるものを前倒しで検討するというところでございます。緊急性という意味で一番大きく言えることといたしましては、今回の購入費用は、国の経済危機対策で新たに措置されました経済危機対策臨時交付金という、全国で1兆円、本県では約99億円と試算されておりますが、その財源を活用するものでございまして、本来、来年度であれば一般財源の中から捻出しなければならないところ、国からの財源を活用するというところでございます。

○**押川委員** それぞれ4台の購入価格をお伺いいたします。

○**堀野総務課長** 購入価格と申しますと、今後の購入価格ということでよろしいでしょうか。

○**押川委員** 4台の分です。1台ずつの予算。

○堀野総務課長 価格につきましては、今後入札を行いまして決まっております。この金額につきましてはあくまでも予算上の金額と御理解いただきたいと思っております。

○押川委員 一般質問で私も、「知事の退職手当の特例に関する条例」について質問させていただきました。その中で14府県の状況というのが説明であったんですが、14府県のそれぞれの減額率、ゼロなりいろいろあったわけでありませけれども、各都道府県の状況というものはどういものが根底にあってそういう額になったのかという説明があれば、お聞かせ願いたいと思っております。

○四本人事課長 御説明いたします。不支給としておるのが7県ございますが、これはいずれも、知事が選挙のときに選挙公約として、自分の退職金はゼロということ掲げて、それで当選して、したがって就任後速やかにそういう条例改正が行われたということでございます。大阪府が2分の1減額でございますが、これも同様でございます。何%かそれぞれ数字違いますが、減額をしておる6道県につきましては、これ単独でなくて、行政改革の中でこういう形で退職手当の減額が行われてきて、タイミング的にはそれぞれということになっていると思っております。

○押川委員 そうい中で、昨日から知事の報道もあるわけでありませけれども、まだ任期1年7カ月残すわけでありませし、いろんな状況が今後想定されるのかもしれないけれども、そういう状況であれば、今回この時期に、我々この委員会で結論を出していいものかということも実は真剣に考えているんです。任期を全うすればまだ1年7カ月ある。今後、議会は9月、11月、来年もあるわけでありませし、まだ

1年相当あるという中で、果たしてこの時期の判断、50%削減が本当にいいのかなということ考えておるんですけれども、今の状況についての執行部としての考え、ここ2～3日の行動、動きの中からもどうなのかなという感じがあるんですが、どうでしょうか。

○四本人事課長 今のところ、これを議会に御提案したという形について変更はございません。

○押川委員 それでは、先ほどから理由があるような形の中で今回は協議をしてほしいということでの変更はないということですね。わかりました。

○榎藤委員 まず、13号議案について、委員同士でも感触も意見も違うのかなというふうに思うんですが、広島県あたりでは車の滞貨が多いということで、買いかえた人には30万の補助を出しますよというような経済対策を、特別に自治体がやっているところもあるわけです。来年以降の買いかえ計画というものが、10年の10万キロですかそういうものがあると、それを早めて新車にかえていくということは、今、滞貨となっている車のはけるとい意味で、まさにここに書いてあるように経済・雇用対策というふうには私は理解するんです。そういう意味ではこれは、失礼ながら、定額給付金よりもはっきりとした経済・雇用対策じゃないか。本県においても佐土原にはホンダがある、そして国富にはアスモがあるわけですから。アスモは福岡の系列の部品加工というようなことも聞いているわけですが。そういう意味では、これはまさに雇用対策というふうには理解をしております。これはもっと早めてもいいのではないかと考えております。これは委員間でどういう解釈するかは勝手でありませが、国の施策の中で枠をはめ

た助成金がおりにきているわけだから、これを別のやつに使うということはできんと思うわけですが、部長、その解釈等についてはどうなんですか。

○山下総務部長 枠自体が非常に制約の強いというものではないと思うんですが、先ほど財政課長、総務課長が御説明申しあげましたように、基本的には更新の基準を満たしたということ、では満たしたらすべてその年にかえているかということ、必ずしもそうではなくて、先ほど16～17万キロということ、相当その基準をオーバーしたのでないと更新できていないというのが事実でございます。そういった意味で、できれば、低炭素ということも含めて、今回更新したいというのが私どもの希望でございますし、先ほど委員御指摘のように、自動車産業というのは非常にすそ野の広い産業でございます。その中で、些少ではありますけれども、県としてエコカーの購入で何らかの経済対策にもつながるのではないかとこのもでございます。そういった点から今回お願いをするものでございます。

○権藤委員 私は、京都議定書の時点から進んでいない。そういう中に、やはりお金を伴う施策が具体的に実行されないということで、低炭素化ということについても非常に漠とした効果しか出ていないんじゃないか。そういう中で我々がはっきりとやれるというものについては、この予算については、世界的に、日本はこういう投資をして低炭素化に取り組んでいるんですよという評価にもつながるし、雇用面での、自動車の滞貨を、消費を拡大する、そういう意味からも効果があるものだろうということで、私はそういう理解をしておるということを申し添えます。

次ですが、16ページの、先ほどから御報告がありました、合併したら清武町の議員が宮崎市議会議員になるのは、合併のときから23年の4月までだということのようであります。私どもはことしの2月に、県議会の定数その他、ただし書き条項等もあれしたんですが、2つに解釈が分かれるのかなと思っておるところであります。これに関連して、選管も総務部の所管ですから聞きますが、河野副委員長がいらっしやる中で恐縮ですが、条例で3月に通したように、いろいろ問題がありました念書等も含めて宮崎市定数の中に入るということ、1期だけはただし書きを適用するんですよというもの、解釈として二通りあると思うんです。それはいつの時点で、条例が通っているから、当然清武1というふうに解釈をするのか、あるいは来年の3月23日になったら当然市議会議員だと、そして市議会議員は市議会議員として選挙が行われるということになりますから、市民的な解釈でいくと、当然県議会議員もそうじゃないのという解釈が出てくると思うんですね。だから、23年の選挙のときにどういう判断をしていくのか、今の時点では清武は別の選挙区だという条例が生きているという解釈なのか、あるいはそれはどこかで解釈をきちっと確認して、県議会はどのようなステップが広報なりで流されるのか、そのあたりのことについてお聞きしたいと思います。

○田原市町村課長 ただいまの件でございますけれども、私どもとしましては、合併による選挙区の区割りにつきましては、「市または郡をその基本とする」となっておりますので、合併をしたことによりまして清武町は宮崎市になるわけでございますので、そこにつきましては1つの選挙区という形でみなして今後選挙が執行

されるものと考えております。

○権藤委員 そうしますと、清武1と宮崎市区とは条例では別になって通したと思うんです。条例の効果と、今言う一般的な、選管として市議会議員と県議会議員は一緒であるべきというような解釈等との誤差というのは出てこないですか。

○田原市町村課長 勉強不足で、条例を十分承知しておりません。申しわけございません。

考えといたしましては、法律に合わせた形で条例の何らかの見直しをしていただく必要があるかと考えているところでございます。

○権藤委員 要望にしますが、早急にしてもらおうほうがいいのではないかと思いますので、これはこれ以上聞きません。

それから知事の退職金の問題ですが、私は本会議でも質問しましたが、こういったもの等については、解釈として、今議会で提案されたから今議会で結論を出さなければならないということはないんですよ。私は、知事の要職にある方が自分で出されたから、それは尊重しなきゃいかんというふうに最終的には思っていますが、本来、出来高払いというのはなかったわけだから、退職金の規定については、48カ月の70%とかそういうものはあったにしても、そこに出来高払いを加味するということは今までなかったわけです。知事のマニフェストでそれは出てきたわけだから。「これは放棄します」と知事は言うておられますから、出来高払いというのはいいのかなというふうに思うんですが。

もう一つ、お願いを含めて、執行部としてはこの議案を出すに当たって、14県だ何だというようなことを検討されたというふうに本会議でも聞いているんですが、やはり14県の50%とゼロというところ等の資料をここに提示してほし

い。我々も一緒に議論をするために。そうでないと、我々が未消化のまま賛成だ反対だということについては、採決というか決心するための期間を含めて、我々は後で委員協議しなきゃいかんと思うんです。そのときに資料として出してもらわなきゃいけないかなと、皆さんが協議したのと同じものをね。これは要望にしましよかね。

ほかの質問考えますので、ほかの人があったらお先にやってください。

○四本人事課長 今の権藤委員の資料につきましては、後ほど調整してお配りをしたいというふうに考えております。

それから、先ほどの武井委員の御質問で、今回の条例の7月7日の公布日より前、例えば議決日に施行ということはできないのかという御質問だったと思うんですが、これについては、議案を議決前に修正をしていただく——知事が提案するのか議員発議になるのかあれですけども、そういう形であれば、制度的には可能なのかなというふうに考えております。

○武井委員 それは最終的な委員協議でという形になるだろうと思うんですが、知事がどういうふうな出处進退を示すかわからない状況ですから、仮にこの条例を通しても、結局はこの条例がだれにも適用されないという状況になると、非常に瑕疵があるという形になると思いますので、その辺は非常に重く受けとめて、いろいろと協議の中で話していきたいと思います。以上です。

○権藤委員 一つは、7月1日に知事の給与が公表されるという問題に関してですけども、総額は本会議で4,400万というふうに答えられたんですが、「内容については推測してください」という答えだったと思うんですが、私は、

退職金をカットしても十分な所得があるのかなという意味で聞いたわけです。どういう所得があるのか。そういうものが7月1日以降にならないと、我々の協議をする資料として公開できないということであれば、この議会は30日で終わってしまうわけですから、そのことについても採決が難しいんじゃないか。

もう一つは、私が本会議で聞いた、政治資金パーティーについても、おとし、19年ベースで1,750万ぐらい余っているという話ですが、20年度の収支報告はこの3月で出されているわけですね。それが公表がいつになるかというのが、ちゃんとした本になって公表されるのはまだ先だということで、20年度分は言われなかったんだけど、政治資金のパーティー余剰金が累積でいくと4,000万とか5,000万になるのであれば、それも加味した退職金の我々の議論なり判断が出てくるんじゃないか。給与ももちろんですけど。そういうふうにするものですかから聞いたわけですが、そういうものがこの審議の材料として出してほしいなど。それは知事個人になるのかもしれませんが。あるいは選管は公表基準を審議に優先させて、資料はもうあるんだから、特例として出しましょうということになるのか、その点等についてお聞きをしたいと思いません。

選管と給与の明細が、7月1日以降じゃないと公表しませんというルールになっていますが、我々のこの条例を審議するに当たって必要だと私は思うわけです。そのときに7月1日以降じゃないと出せませんよということなのか、選管の政治資金パーティーについては3月で締め切っているから、それは出せますよと、本としては出せませんがということなのか。その2つを。

○田原市町村課長 済みません。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○井本委員 権藤委員が言っておられましたけど、請願については継続審議というのはよくあることですが、議案に対しては継続ということはありませんか。

○山下総務部長 議会の手続のことです。私どもが言及する立場にないと思いますが、可能性といいますか、制度的にはあり得ると思います。

○権藤委員 私は調べています。あります。議案についても条例についても、審議未了であれば次に継続するという事です。

○井本委員 退職手当の件ですが、後から資料を出してもらえということですね。それについて、我々議員には退職金はないと、なぜ首長にはあるのか、その辺はなぜそういうふうになっているんですか。

○四本人事課長 手当の支給の可否については地方自治法により定められているところであります。議員になぜないかというのはわかりませんが、退職手当というのは基本的に、続けて勤めたということに対する報償あるいは生活保障、賃金後払い的な性格があると一般的に言われておりまして、このようなことも勘案しながら、国の状況等も考慮しまして地方自治法の当該規定が決定をされていると考えております。ただ、議員になぜないかというのは、申しわけございませんが、わかりかねます。

○井本委員 日本の場合、首長には退職金があるけど、外国なんかはどうなっていますか。

○四本人事課長 申しわけございませんが、ここまで勉強しておりませんので、お答えできません。

○田原市町村課長 先ほどの権藤委員からの御

質問でございますけど、政治資金の収支報告につきましても、御存じのとおり、12月31日現在における状況を翌年の3月31日までに報告すると。その年の9月末までにその要旨を公表いたしまして、県民の皆さん方の閲覧、公開に資しているところがございます、その制度の趣旨から言いますと、委員会の場ではございますけど、それを公表させていただくことについては差し控えるのが妥当ではないかなというふうに考えているところがございます。

○榎藤委員 お金の不正支出のときに土木のほうから、南那珂の資料は警察に押収されてありませんということだったんですが、私たちは、さっき簡単に言いましたけど、政治資金で3,000万なら3,000万残れば、それは知事が国政選挙に出るときに転用できるわけですね。知事の政治活動を続けていく上でね。それはしかし、どこの知事でもできないだろうと思って私は聞いたら、16県の知事がやってますよということでしたが、普通は、県内で5カ所やって、東京、大阪まで広げていくとか——それは知事の実力で、それは尊敬するんですが。

しかし、県内の市町村長さんを見ると、結婚式で呼ばれた何だと、現職でおる間に相当赤字が出たりいろいろしているだろうというのがあるわけですよ、私たちから見るとね。それで、退職金も規定があつてある程度妥当な線で払われているんじゃないか。知事が今度、半分でいいですと言ったときの我々の意思判断としては、給与は4,400万もらっている、知事給与以外に倍ぐらいもらっている、それはこういうことだ。あるいはまた政治資金は19年度が1,750万であつて、20年度は3,000万ふえているかもしれん、余剰がね。そういった中であれば、知事が今度50%出されても、十分我々は県民に対

して、総合的な角度から審査をして50%でも無理がないだろうと。県内の30の市町村長さんは手出しが多くて、終わるころには生活が非常に厳しい。そういうものに対して、御苦労さん、いい仕事をしてもらいましたという意味での退職制度だと思ふんです。そこには当然、9月にならんと出されんといえ、私たちは審議できないわけです。7月1日にならんと、知事の給与は推測で考えてくださいと言われても、明確な数字はないわけですよ。そういったこと等が、冒頭言いましたように、警察に押収されているのはコピーして出せるだろ、常任委員会に。選管だったら、31日に締め切つて、皆さんもわかっているし、動くはずじゃないわけですね。だから、冊子にして全部一律に出すのが9月何日かだろう。そうであれば、知事の給与についても7月1日になつて発表するんだつたら、今でも出してもらつて審議する。そして選管の資料も、9月かもしれんけど、ここを出してもらつて、公表して、動くものじゃないし、そういう特別の審査権がこの常任委員会の名においてあるんじゃないかと私は解釈したいわけです。

そうじゃないと、さっきの議論じゃないけど、7月7日がどうだこうだという議論にならないと思ふんです。マル・バツをつけろということじゃいかんわけです。我々が何でそれをオーケーしたのかオーケーしなかったのか、そういうことがあるわけですから、そのところはもう少し検討していただいて、審議に関するということで、ただし書き条項的な解釈があれば、知事の給与公表、あるいは政治資金パーティーの政治資金収支報告書についても、審議が優先すると、直接。そのかわりほかのときにはだめですよという解釈があつていいんじゃないかと思ふので、もう少し研究して、「結論は出せま

せん」じゃなくて検討してほしい。出せるものなら、我々もそういうのを総合判断して、この議会で採決までいけるかしらんけど。14県の中身も口頭では聞きました。大阪が半分ですとか、どこがやってないとか。しかし、そういう資料を準備してもらわないと、議員が個人個人では全国の資料はとれんわけですから、そういうことで人事課長にも資料の要求をしたところですから、でないと言議は今議会ではできませんよ。私の立場からすれば。

○**田原市町村課長** 権藤委員の御趣旨がよくわかりましたので、今すぐここで私の口から出せます、出せませんということを……。最初には差し控えさせていただきたいということは申し上げましたが、今の御趣旨に沿って再度検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**萩原委員** 関連してですけど、議員はそれぞれ考えがあるからいいと思うんですけども、私は権藤委員の考え方には余りなじまないんです。後援会は後援会です、あくまでも。政治家個人の話ですから。知事がマニフェストにこうこうしてやっているものですから、今の経済状況を考えると半分にしたいと、なるだけ早いうちにそういうことをお知らせしたほうがいい。後援会で何ぼ金を集めようが、収支ですれば1,000何百万か2,000万かもうかっておるかもしれん、表は。それにはそれなりの人件費やら何やらかかっておるはずですよ。余剰金が出たにしても、それはあくまでも政治家個人の問題です。人の家の懐を探るのはおかしいわけです。知事が県民の皆さんにマニフェストでお示ししておるから、出来高制は無理ですから、こういう経済状況ですから2分の1にしたいと本人が言うわけですから、何もそういうものまで洗い

ざらい出す必要は、私はないと思います。部長どうですか、考え方は。答弁しにくいだろうけど。

○**山下総務部長** なかなか答弁しにくいんですが、先ほど萩原委員がおっしゃるように、全体の中で知事がこれだけ収入があつて、これが過剰だからこの分50%削るといふことでの結論では決してないと思います。当然これはやめたときでないと言えないわけですから、4年後、この場合は1年半後、場合によってはそれ以外の状況もあるかもしれませんけれども。それでないと結果が出ない中での知事の判断ということ前提にすれば、政治活動用の後援会のお金と、知事がいろんな活動される中での収入を全部合算して、これだけもらうのは県民に対して申しわけないから退職手当を2分の1にするという発想では決してないというふうに私は思います。

○**権藤委員** 別に萩原委員と議論するつもりじゃないんですが、本人が50%でいいという条例を出されたわけですから、それは最大限尊重しようとしている。しかし、私は本会議でも言うたように、「おまえたちは何で100%やらなかったか」ということも絶対、知事を熱烈に支援している人からは出ると思うわけです。だから総合判断として、知事給与が2,000万だったら、4,400万ももらっていて、それは無理がないのかなという判断、あるいは普通の首長が衆議院に出るときには、県内の首長さんはパーティーをやらんわけですから、そういうものが転用できるというようなことを考えると、総合的に判断する材料にはなるんじゃないかなというふうに思います。

○**井本委員** 資料はある限り出してもらいたいと思うんですが。

さっき何で私が外国の話をしたかという、私はポピュリズムだと思うんです。ともかく政治家が選挙民にへつらって御機嫌をうかがうことに一生懸命、そういう現象だと私は思っているんです。はっきり言ってこんなことは余りいいこっちゃない、私はそう思います。マスコミがあおってこういうものを、だれにもわかりやすい、何ぼ給料を引きます、退職金を引きます、いかにもわかりやすいものだから、みんながそれに飛びついてわんわんやる。本当の民主主義が果たして日本に根づいているのかなと心配しておるわけです。

外国にもこういう例があるのか。イギリスなんか民主主義が早くから芽生えた国ですから、ああいう国ではどういうふうになんかをやってきたのか。あそこでも恐らく一時はポピュリズムもあったと思うんです。私欲政治ですよ、簡単に言えばね。私欲政治のあらわれだと私は思うんです。こういう時期が恐らくヨーロッパでもあったらろうと、それをどう乗り越えてきたのかなと、だから私は、外国はどうなのかなと聞いてみたわけです。そういうところの資料、本当は自分で探して見つけてくるのが一番いいんだろうけれども、そんなものがあれば教えてもらいたいなと思ったものですから、もしそんな資料があれば見せていただけんかなと思っておるんですが、どうでしょうか。

○田原市町村課長 先ほど申し上げましたように、法令上差し控えるべきだというふうには考えているところでございます。ただ、委員会の審議上、これの可否を決するに当たってどうしても必要な資料だと委員会のほうで判断されたということであれば、ここではっきりと出せるとか出せないとか申し上げられませんが、出せるかどうか再度、秘密の部分とか公開の部分

とかをしんしゃくしながら検討はしてみたいということでございまして、できましたら委員会の総意という形で要求をしていただければありがたいなと思っているところでございます。

○四本人事課長 先ほどの井本委員の外国の例がわかるかどうかということにつきましては、調べてみないと何とも言えませんが、手に入りましたらお示しすることにはしたいと思います。

○前屋敷委員 退職金の論議になっていきますので、関連してですが、退職金の規定といいますか地方自治法に基づいてということだったんですが、これは算定の基準なども議会の本会議場で御説明がありましたけど、地方自治法に基づくということは、押しなべてどこの県の知事の算定基準も同じということになるんですか。

○四本人事課長 算定方法そのものは、報酬月額に在職月数を掛けまして、それに何らかの定数を掛けるという形で本県はやっております。この形そのものはほかの都道府県も同じでございまして。ただもちろん、報酬月額あるいは掛ける定数というものはそれぞれ若干違っているところでございます。

○前屋敷委員 それは各県の裁量に任せられると。議会の議決の要ることなんでしょうか。

○四本人事課長 各県でそれぞれの状況に応じて定められているものと考えております。

失礼しました。各都道府県の条例で、その辺を踏まえて議論の上定められていると考えております。

○高橋委員長 先ほどから資料の要求がありまして、出せるものと出せないものとの判断をしかねるということですが、可能な限り出せるものは提出してもらって審議の材料にするということによろしいでしょうか。

暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時56分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

先ほどからあります委員からの資料要求につきましては、執行部として出せるもの出せないものとありますので、審議に必要な資料ということで、できるだけ資料提出をお願いします。

午後の再開を13時といたします。

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午後1時0分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

午前中に資料要求等ありましたことを含めてまずは執行部から説明をお願いします。

○四本人事課長 午前中にお話のありました知事の退職手当カットの全国的な状況につきまして、お手もとにA4で1枚の資料をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。それから、外国における退職金カットの例でございますが、残念ながら資料はございませんでした。もう1点、武井議員からのご質問で、施行日関係で修正が可能との説明をいたしました。が、公布の日をさかのぼるといのは、法制度上問題があってできないということがあります。それから、6月30日の議決日に公布をするといのは、手続き上は可能であります。ただ、現実に公布は本来、県の公報に登載して県民に知らしめるということですが、それが現実には間に合わないのので掲示板等に掲示するということになります。それで周知がはかれるかということじゃっかん問題が残るとい解釈であります。後は、6月30日より前の時点で議決

をして30日に公布するといのは、一応理屈上は考えられるといことです。訂正させていただきます。

○田原市町村課長 午前中の審議の中で委員会としまして、知事の平成20年度収支報告について御質問なり御要望をいただいたところがございます。これにつきましては引き続き検討をしたいと思っておりますが、政治資金規制法の第20条の3に情報公開に基づきまして、収支報告書の公開を求められた場合でも、要旨の報告以前につきましてはその決定を行わないとい法律の明文がございましたので、またこれもあわせて引き続き検討をさせていただきたいと思っております。それから、権藤議員から県議会議員の選挙区について御質問をいただいたところ、私の説明不足から誤解をまねくところがございましたので、説明を付加させていただきたいと思っております。先程の御質問に対して、私の方から県議会議員の選挙区は郡市の区域によりますので、合併がなされた場合は原則的には宮崎郡は宮崎選挙区になります。ですから条例の見直しが必要だとい話をさせていただいたところですが、これにつきましては、合併特例法による特例規定がございまして、一定の期間につきましては、従来の選挙区とすることもできることとございまして、この一定の期間とは合併の日から次の一般選挙の任期が終わるまでの間ということとございまして、もし適用することになれば、平成27年4月29日までとなるわけですが、この特例を適用する場合には、県議会におきまして特例条例を定める必要があり、当該条例については合併の日までに施行しておく必要があることとございまして加えて説明させていただきます。

○高橋委員長 執行部の説明は以上でありま

す。引き続き委員のみなさんから質疑をお願いします。

○福田委員 公用車の更新について、低公害、低燃費車の導入は当然私は問題ないと思うんですが、問題は、今、国段階で公用車の保有台数あるいは管理費の無駄、この辺がかなり大きく指摘をされておりまして、大々的にマスコミに報じられておるわけでありまして。そこで、これは総務の部分だけですが、今、県有車両は総体では何台ぐらいあるんですか。

○酒井総務事務センター課長補佐 21年の5月現在でございますけれども、合計で964台ございます。

○福田委員 公用車でありますから、県管理でありますから税金等の問題は発生しませんが、この維持管理費はトータルでどれくらいでしょうか。

○酒井総務事務センター課長補佐 維持管理費につきましては、総務事務センターで一元化しておりませんで、各所属で対応しておりますので、こちらのほうでは把握しておりません。

○福田委員 後日でも結構ですから、そういう数字も見たいと思いますし、964台で、運転手付きの台数は何台でしょうか。

○酒井総務事務センター課長補佐 今、公用車の運転手が6名おりますので、車を変えたりすることはございますが、6名ということで対応しております。

○福田委員 総務部では6名でしょうが、県有車両964台に専属の運転手がついている人数を知ることは、コスト低減等について大きな材料になりますから。後ほどで結構でございます。

○四本人事課長 公用車1台に運転手がついているという形ではないと思いますが、県全体でいわゆる現業職の運転手というのは、総務事務

センターが6名という答えがございましたけれども、それ以外の出先機関等含めまして全部で13名ということでございます。

○福田委員 この機会に公用車を低公害車あるいは燃費のいい車に加速度的に更新されるというお話がございました。結構で、非常によろしいと思います、傾向としては。問題は、今、県有車両として乗っている964台が全部、更新するに当たって必要なかどうかということ再度チェックしてほしい。ここが大きなコスト削減につながってくる、このように考えておられて。

実は、私は、自分の関係します団体で700数十台の車を持ってしまして、その見直しをずっとやってきました。当然今まであったから今回も更新する、そういう嫌いがなきにしもあらずでございました。それから、964台という数字を県単独で保有するわけでありまして、これの維持管理については相当、専属の運転手のついていない車等についてはみんなで共用して乗るわけですから、大変日常のメンテナンスも難しいと考えるんですが、一般の企業においては、現有車両全部をリース会社に移転をして、リース会社に全部維持管理を委託しコスト削減等を図っている事例もありますから、全部そうしろということではございませんが、検討してみる価値もこの際あるんじゃないか、このように考えております。いかがでございましょうか。

○山下総務部長 先ほど運転手数等も申し上げましたけれども、専任の運転手というのは、例の任命がえで相当数が減ってきています。専任の車にということであれば、恐らく5人以下だろうと思います。現実にあたっているのはですね。

リースの問題、あるいは全体の維持管理費の

問題、それから総台数の問題につきましては、御指摘を踏まえて逐次検討したいと思います。

○福田委員 次は、知事の退職手当であります。今資料をいただきまして全国の状況を見せていただいたわけではありますが、本県の退職手当額は、県の規模、財政状況からして、全国的に比較検討した場合どうなんでしょうか、金額は安いとか高いとかいう判断。財政規模ですよ。

○四本人事課長 退職手当の額は、ごらんいただきましたようにさまざまでございますが、基本的には、これに報酬月額を合わせて全国的にバランスがとれているかどうかということで、過去は検討をしてきたということでございまして、財政規模という観点から検討されるかどうかわかりませんが、トータルとしてほかの県とバランスをとっているというふうに理解しております。

○福田委員 私は、支給率の数字を比較しても、本県は上位のほうだな、あるいは支給額にしてもかなり大きい数字、東京都と240～250万ぐらいの差でございますから、7兆円の財政規模の都ですし、本県の場合は6,000億弱ですから、そういう面で比較をしますとあながち低いとは思えない。それで知事は、今の財政状況から2分の1の減額をお申し出になったと推察するわけであります。そこで、本会議場で知事が大阪の例を出されましたが、これはどういうふうに解釈すればいいんですか。「H20.2.6において知事であった者は50%減額」、本県の条例もこういう文章の内容になるんですか。

○四本人事課長 提出しております「知事の退職手当の特例に関する条例」の案文は、お手元の議案書の29ページになるかと思いますが、「議案第6号」というところでございますが、簡単に読みますと、「この条例の施行の日に在職す

る知事が退職した場合に、その者に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、知事等の退職手当に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする」ということでございます。

○福田委員 私は、大阪の備考欄に書いてある文言では、常識的に橋下知事しか適用にならない文言が入っているのかなと思ったんですが、我が宮崎県においても同じですね。

○四本人事課長 そういうことでございます。

○福田委員 市町の統廃合に伴います県議、市議の整合性については、今、市町村課長が補足答弁されましたからわかりましたが、常識的には、同じ選挙区の新宮崎市で市議と県議の選挙区が違ふということはありません。そういう面では1期限りの県の独自の条例がなければ適用できない、そういうふうに解釈をしてよろしいですね。

○田原市町村課長 そのとおりでございます。

○権藤委員 提出いただいた資料の中で、14県がそれぞれなし、あるいはパーセントがいろいろあるわけですが、これは解釈するところ、個人適用条例といいますか、大阪みたいに20年の2月に知事であった者だけとか、そういうことなのか、あるいはずっと知事職は10%、20%カットですよというものなのかの判別はどんなふうになるのか。

○四本人事課長 減額内容のところを見ていただきますと、「現任期に限り不支給」というような表記の仕方になっておりまして、これの意味するところは、要するに今の知事の今の任期に限っては退職手当不支給ということでございますが、恒久的なものではないということでございます。大阪も同様の趣旨であります。

それから、10%とか20%減額につきましても、現在行われている行政改革の一環としての措置でございますので、恒久的なものではないということでございます。

○**権藤委員** 大阪の場合は、0.6カ月の支給月を掛けて50%減額したものが2,088万なのかどうか。

○**四本人事課長** 0.6を掛けて本来の額を出しまして、それを50%減額した結果が2,088万ということになります。

○**高橋委員長** 人事課長、確認しますけど、14道府県すべて現在の知事だということですよ。

○**四本人事課長** そのとおりでございます。

○**武井委員** 午前中に質問した件で伺います。公用車の件ですが、こちらの委員会では4台ということが出ています。こちらは総務ですからお聞きいたしますが、今回、経済・雇用対策に伴って各委員会でも出ているかと思うんですが、庁内全体では何台になるのか。また、全体での予算額は幾らかお聞かせください。

○**西野財政課長** 全庁的には34台、額にして6,036万円ということをお願いしております。

○**高橋委員長** ほかに議案に関して質疑はございませんか。

○**前屋敷委員** 説明資料の5ページ、6ページのところで説明だけお願いしたいんですけども、諸収入でエコクリーンプラザへの貸付金元利収入6億8,000万、この取り扱いについての説明を。なぜ貸付金というふうになっているか、返済などはどうするのかということですか。

○**西野財政課長** 今回のエコクリーンプラザの調整池の補修工事に要する経費につきましては、法的手続等踏まえて最終的な負担割合というのが今後協議されていくわけですが、

それまでの間、当面県と市町村とが折半して環境整備公社に貸し付けると。その貸し付けの手法として、県と一部自治体では短期貸し付け、すなわち予算措置、年度限り貸し付けを行いまして、年度末に一たん返していただく。毎年議会のチェックをいただきながら、最終的な負担割合が固まるまではそういった手続を繰り返させていただく、そういうことでございます。

○**前屋敷委員** 公社に貸し付けをして、一たん公社から返してもらうという形をとるわけですね。

それとあわせて、この負担割合というのは暫定的なもので、今後、この割合、金額は変わると考えたほうがいいわけでしょうか。

○**西野財政課長** あくまでも、当面の県、市町村との間で立てかえをする部分が、現在の計上させていただいている分の県の負担額ということございまして、いずれ最終的な負担割合が固まった際には、貸し付けでなく県からの支出という形で歳出をお願いすることになるかと思えます。

○**権藤委員** 人事課長に尋ねますが、公表はまた違うところですかのかもしれませんが、知事の7月1日以前の当常任委員会での情報の開示という点については、まだ答えはないのかなと思うんですけど、給与、4,400万もらってますということだったけど、収入、資産公開。

○**山下総務部長** 給与を含めた20年中の知事の資産状況の公開の件だと思っております。それについては所管は私どもでもしておりません。扱いとして政治資金と同じようになるのかどうか、それも所管部と協議してみないことには何とも申し上げられません。

○**権藤委員** それでは、明らかになっている知事職の年間の給与と一時金は幾らですか。

○四本人事課長 申しわけございません。ちょっと時間をいただいております。

○高橋委員長 時間がかかれば、次に進みましょうか。議案関係はよろしいでしょうか。

なければ、その他の報告事項に移りますが、その他の報告事項についての御質疑を求めたいと思います。

○井本委員 行財政改革の取組状況についてお聞きしますが、最初の意識改革はコンプライアンスのことが書いてある、あと派遣研修のことなど人事交流などが書いてありますけれども、意識改革というと、公務員のやる気をいかに刺激するかというようなことをいつも思うんですけど、その辺の取り組みというのはどうなっていますか。

○桑山行政経営課長 行財政改革大綱の中での意識改革ということで、不適正な事務処理なり入札談合事件なりを踏まえまして、法令遵守という意識改革の問題、それから今委員のおっしゃった職員の意欲の喚起ということでございまして、これにつきましては、部内で言いますと主に人事課の所管になりますけれども、いろんな外への派遣の機会を与える、これは人事関係のものでございます。それから私どもで言いますと、各種研修のほかに「かえるのたまご」というものを行っております。職員からいろんな提案をさせて、それを実現に向けて検討していく。場合によっては、それをやりたいところにその職員を異動してその業務を担ってもらうとか、いろんな形で職員が業務に参画する機会を与えるなりして意欲の喚起に努めているところでございます。

○井本委員 行政経営課と人事課とは一緒になって職員のやる気を起こしているということ

ですか。

○桑山行政経営課長 はい、おっしゃるとおりでございます。例えば職員提案で非常にいい提案がある場合に、それを人事異動の中でも具体的に反映していただいて、そういう業務に職員が従事することを可能にする、そういったことを連携を図りながらやっているところでございます。

○井本委員 今、評価制度というのがありますね、分厚いのが。あれはそっちじゃないわけですか、人事課でやっておるわけですか。

○桑山行政経営課長 県民政策部のほうの評価ではなかろうかと思えます。

○井本委員 そうすると、こういうものは県民政策部とあなた方の行政経営課と人事課と幾つもまたがってやっておるということですか。

○桑山行政経営課長 それぞれ目的があろうかと思えます。県として政策を推進する上で、その政策がより実効あるものとして行われたかどうかというチェックもありますし、その中で職員がどれほど意欲を持ってやれているかというものを促したり、あるいは図るような機会もある。それぞれの持ち分といたしますか、業務の中で違ったアプローチが1つのものに対して行われる場合はあるんじゃないかと思えます。

○井本委員 確かに餅は餅屋とかいろいろやる、有機的にという言葉がいいのかもしれないけれども、実際はどこかが責任持って中心になってやっていかんと、まとまるものもまとまらんということになるんじゃないの。その辺はどうなんですか。

○桑山行政経営課長 おっしゃるような視点もでございます。先ほど職員からの提案という話を申し上げました。「かえるのたまご」という名前を申し上げましたけれども、これについまし

では、その中に政策提案部分と事務改善と2つ設けまして、政策提言のほうは県民政策部が所管しております。事務改善のほうは私ども行政経営課の所管ですが、これを一緒に職員に投げかけまして、お互い連携して職員の意欲を喚起するような提案していただく。県民政策部としては、それを実際の事業化、政策に生かしていく、そういう連携した取り組みも行っているところでございます。

○井本委員 「新公共経営」とか、横浜とか大阪市のやった本なんか読むと、1つのエンジン部分みたいなものがびしっとしていて、そこが引っ張っていくというようなことを——彼らも非常に苦勞しているみたいですけど、そういう中心になって引っ張っていくようなものがないといかんのじゃないですか。おたくがそれをやっておるんですか。

○桑山行政経営課長 県庁として、県民の皆様のためによりよい事業、政策を展開していくということでありますれば、県民政策部のほうが組織的には中心となって行っているものだと思います。

○井本委員 最後の土木事務所、縮減した結果が10人から20人程度で、結局1億円ということで、大騒ぎする割には年間1億円。1億円が小さくはないんだけどね。1億円のために大騒ぎしておるがということで、今、我々自民党の中でも、これはできたらやめさせてほしいという声も強いんですよ。1億円程度であるならば、地元の市町村から半分ぐらいずつ出してもらおうとか、何か工夫はないものかなという気がするんですけどね。

○桑山行政経営課長 これにつきましては、今回、出張所を恒常的な組織として残すということがございました。その結果幾らか減る分を戻

しているわけですがけれども。それと技術調整課を今回設けております。これは端的に申し上げますと、現場機能の強化、出先機関の強化でありまして、土木事務所内において横断的にいろんな仕事をしてもらう、そういう企画調整的な機能を担うようなものを、今回のスクラップを財源にして、要するにビルドしたということでございます。これによって出先の機能が向上するというので、ぜひ評価していただきたいと思っております。そういう結果、再編に伴って、スクラップの部分で申し上げれば、職員数30～40名、経費的には2～3億の減は出てきたところでありましてけれども、今回ビルドすることによってこういう縮減幅になったところがございます。なかなか単純なビルドはできないわけですがけれども、スクラップを行う中で必要なものはビルドしていくという結果でございますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○萩原委員 人員削減で10人から20人、言うなら削減できるというわけですよ。ところが、実際は生首は切れないわけですよ。そういう技術屋が定年退職を迎えたら新しく入れないという方法しかないわけですよ、現実には。こういうことをやったときに、県として今まで退職希望を募ったことはあるんですか。機構改革して人間が減ります。10人から20人必要ないから退職希望を募りますよということは、今までほかの場合にありますか。

○桑山行政経営課長 課の範囲を超えているかもしれませんが、福岡県あたりが県立病院を廃止してきておりますけれども、整理退職と申しますか、随分若い年代にまで退職金の割り増し措置を設けて退職希望を募ると。その結果、相当の看護師さんなりがやめていくというものがございました。つい最近でございます。そういっ

た形での退職を求めるようなことはこれまでなかったと思います。ただ県の制度としては、早期に退職すれば10年間にわたって2%ずつ退職手当の割り増し措置が受けられます、そういった制度はございます。

○萩原委員 今回こういうことがもし議会で通過した場合、そういう考え方はありますか。

○桑山行政経営課長 ちなみに、10~20名、土木系の職員、技術職員が多いということになると思うんですけれども、来年の3月末での土木職の退職者が定年退職で21名ぐらいいらっしゃいます。あと通常ですれば希望退職の方とかいらっしゃいます。そういった意味では、退職、採用の関係の中でこの数字は吸収可能な数字だと思っております。

○萩原委員 結局、国もそうですよね。天下り先だとかいろんな外郭団体を削れ削れと言うけれども、生首を切るわけいかんからなかなか困難なんですよ。一方では公務員法で守られておるし、生首切るわけいかんから。数字の上ではこれだけ減ってこれだけの節減になるんですよと言うけれども、時々、実際そうかなと、こういうふうに疑うわけですよ、生首切れないのとか。私は、皆さんが話すときに少し言葉足らずじゃないかと思うんです、説得するのに。10人から20人削減されるのは、専門の皆さんが20人定年でやめれば新しくは入れないんです。本来なら補充しなきゃいけないんです。だからこれだけお金が浮くんですという説明が足らんような気がするんですよ。そんなこと感じたことないですか。

○桑山行政経営課長 確かにおっしゃるとおり、最終的にそういう形で削減を図りますので、そういう説明も必要かなと思います。ただ、今、国の関係お話がございましたけれども、国の場

合の定年前の早期退職のようなことは、いわゆる天下りという言葉をお使いになったかと思いますが、そういう形は県ではとっておりません。

○萩原委員 それは出先のことです。国でもね。昼に自民党の党議があったんですけれども、各土木事務所とか農林振興局とかいろいろありますよね。これから先、地域の問題を地域総合振興局とかそういう方向でまとめていけば、結構いい削減になるんじゃないかと。自民党の中でもいろんな話が出ておるんです。さきの議会で、地元からそういう請願が上がった。それを議決しておるわけですね。例えば申間土木を削るのをやめようとか、高鍋はこうしなさいということでやっているのを、議会でこれが出たから、はいそうですかといってオーケーするのは非常に難しいねと、実際、地域の皆さんにしてみると。一方では予算が半分以下になっておるわけですよ。ある議員の話では、例えば都城で言うと、「数百億あったのが今は50~60億しかない。それにしても土木の職員が相変わらず多いじゃないか」という話も業者の中から出てくる。そういう問題も含めて考えると、地域総合振興局みたいなものを将来つくっていくことが、より身近な行政改革になっていくんじゃないかという考え方が党の中でも大分出たんですけれども、その辺の考えはどうですか。

○桑山行政経営課長 地域総合振興局というお話がありましたんですが、本県の場合、7地区、あるいは東臼杵を南北に分けますとおおむね8地区ぐらいに出先機関のエリアが分かれてくるわけなんですけれども、全体を総合事務所として1つの組織にしますと、中部地域ですと300人ぐらい職員がおります。東臼杵になりますと350人というようなことで、高千穂の支庁ぐらいの規模でしたら70~80人の規模ですけれど

も、300、350とといいますと、今の本庁の部を超えるような組織になります。組織が大きくなり過ぎて組織管理上難しいものがあるのではないかと。あるいは所管区域が、例えば県税事務所は日向にありますけれども、農林振興局は日向にない。あるいは福祉になると3つしか県内にないとか、事務所単位で所管のエリアが違いますので、同じような権限を組織として平等に与えられない、そういった問題がございます。それと指揮命令系統が、大きい事務所の中の命令系統と本庁とつながる専門的な命令系統ができるんじゃないか、こういったことなどから現時点では地域の総合振興局をつくるというのは難しいんじゃないかなと。そういうことで、現時点ではそれぞれの福祉なり農政なり土木なりの分野において適正な定員の管理や組織の統廃合を目指しているという状況でございます。

○萩原委員 そういう細かいことを言ったら切りないのよね。全体としてそういうふうな方向に持っていくとなれば、言うならば縦割りから横割りのほうに持っていきけるような状態になっていくわけであって、今すぐそれをするのは難しいですよ。今お話があったように、東臼杵だったら全部集めれば300何人、それを半分にできるか、3分の1にできるかという話を将来県としても持っておく必要があるんじゃないかという話が、今、自民党の中で出ておるわけですよ。部長、どうですか。

○山下総務部長 総合事務所というのはこれまでも検討はしてきておるんですが、先ほど行政経営課長が申しあげましたようなことがあるということと、一時期、総合事務所化する方式というのが非常にはやりまして、相当数の県がそういう形に移行したんですが、近年になってそれを解消すると、もとの形に戻すという県がふ

えてきている状況がございます。恐らく、先ほど行政経営課長が申しあげたような欠点が出てきて戻す部分が出てくる。しかも所管する市町村の数が非常に減ってきているという行政の状況変化というの踏まえて、そういった逆戻りも出てきているという中で、軽々に県の出先機関を大きな形に変えるということはなかなか厳しいのではないかとというのが、現時点での認識でございます。

○福田委員 萩原委員の意見に関連するんですが、実は、今回の土木事務所の再編は、30年ぐらい前かな、松形知事が初当選されて最初に出された案なんです。あのときは出張所はありませんでした。当時の案と違うことは、あのときは高鍋を残して西都をなくす案でした。議会の猛反発を受けて引っ込められた。事前の相談があつてですね。今、30年かかってこれくらいの組織改編しか進んでいない。総合事務所の問題も、今部長や課長からお話ございましたが、これもかなり、委員会としても現地調査をし、提言も本会議等で各議員がしてきたんですが、実現していない。どれがよかったのか、私もはっきりここで断言する自信はございません。しかし、行政とは時間がかかるものだなと思ってるんです。先ほどから各委員から出ましたとおり、これだけ大騒動して10~20人、1億という数字が出ているんです。がっかりするんですね。もう少し大きなコスト縮減になれば、議会としても、行財政改革のさなかでありますから、もろ手を挙げてとまではいかなくても、ある一定の理解を示さざるを得ないと考えるんです。

例えば総合事務所案にして、私は真ん中に住んでいますから、県民の立場から言いますと、今度中部土木になりますよね、農政サイドでは中部農林でございますよね、福祉もございませ

ね。ばらばらで勝手が悪してたまらんと、それよりも総合事務所。県民サイドから見た場合は、総合事務所というのは——中の指揮命令系統は皆さん方が後でお考えになればいいことでありまして——大変利便性の高い組織であることは間違いないですね。特に中部等についてはかなり合理化ができると思うんです。宮崎市が中核市に移行しまして、土木事務所でいいますと建築行政あたりはほとんど向こうに移った。あるいは福祉行政、保健行政が移っている。その辺から見ますと、かなり合理化ができてしかるべきではないかと考えているんです。30年前のやつが、今、30年前よりも改革が手ぬるい格好で提言されていることに、いささか私は疑問を持つんですが、その辺は、当時担当された方がおられれば御記憶あると思いますが、どうでしょうかね、その辺は。

○桑山行政経営課長 済みません。30年前はおりませんでしたけれども……。

確かにおっしゃるように、冒頭の御説明でも申し上げましたけど、土木事務所は60年ぐらい、昭和25年ぐらいからでしょうか、現在の事務所の数、体制でもって現在まで来ております。ある一面においては、現場性、現地性の非常に高い事務所ですので、道路、河川の維持・保全等の面で住民の方々との接触、多かったのかと思いますし、また災害時の対応等も、現場にそういう事務所があること自体が大きな意義があったんではないかと思っております。ただ今般、申し上げておりますように、道路事情とか情報通信網が格段によくなってきておりますので、この際見直してはどうかと考えております。

それから経費の面につきましても、今回の場合は、スクラップとビルドを合わせた結果1億程度と申し上げておりますが、スクラップだけ

で申し上げれば、先ほど申し上げた3億といった数字になっておりますので、御理解お願いしたいと思います。

それから、最後に、宮崎市近辺の出先機関の見直し等の言及がありましたけれども、中核市ということで今後も含めて権限移譲等が進めば、基本的には身近な行政は市町村が担うと。そうすると県の役割が補完的、広域的な業務ということになりますので、当然必要な見直しを行っていかねばいけないと認識しているところでございます。

○福田委員 ぜひ、県行政の県民に対するいろんなサービス提供という面からは、県民から見た利便性の高い組織改編をお願いしておきたい。また、宮崎市に移行したことによって余剰が出れば、ほかの地域への補強にもなると思いますし、全体的な行財政改革で縮小にもつながっていくと思いますから、不断の見直しをお願いしておきます。

○武井委員 まず、37ページの行財政改革ですけども、先ほど井本委員からも少しありましたが、意識改革の中でコンプライアンスリーダー云々というのがよく言われる話で、書いてあるんですが、先日、これは農政水産部でしたけれども、例の高原の牛の精液の問題なんかもございました。そういった意味では、設置はしているんですけども、実際に機能しているのか。ああいう状況を見るといささか疑問に感じるんですが、ああいった問題事案が発生したときに、あれをどう分析して、それ以降で何か改善をすとかしたとかあればお聞かせください。

○四本人事課長 畜産試験場の牛の精液ストローの盗難につきましても、要するに管理が甘かったと、かぎのかけていない部屋で、基本的

にだれでも出入りが自由であったということが一つの原因というか背景にあったということで、それについてはかぎの管理なりを改善したということは聞いておりますが、その程度しか申し上げられません。

○武井委員 私の質問が悪かったんですが、知事に報告があったのが半年以上おくれて、捜査の直前に知事に対して報告があったというようなことも全協でも出てきたわけですが、コンプライアンスというのは、「ほうれんそう」というのをよく原則として言いますけれども、事が起こったことはしょうがないんですが、起こった後の対応としての問題、その部分についてどうだったのかということについてお伺いしたいと思います。

○四本人事課長 牛精液ストロー盗難につきましては、問題が発覚して、すぐに私どものほうで各部を招集いたしまして内容を説明して、こういうことが起こらないようにということを徹底させるようにいたしました。

○武井委員 リーダーを配置するというのはこれ自体意味があると思うんですけども、置いたというのはあくまでも手段であって、目的としては意識改革、ないしは「ほうれんそう」がちゃんとできるということですから、そのあたりが形骸化しているのではないかなと危惧したものですから。

○四本人事課長 失礼しました。それ以外に、コンプライアンスにつきまして、コンプライアンス推進委員会、これは副知事が委員長になっておりますけれども、先ほど申し上げたのもコンプライアンス推進委員会という名前で徹底をさせたわけですが、この事件を踏まえた動き以外に、コンプライアンスの研修を各所属で行うというようなことで、その辺の徹底を図ってい

るところでございます。

○武井委員 わかりました。ぜひそのあたり不測のチェックをお願いしたいと思います。

続いて、土木事務所の関係ですが、これは結局、商工建設常任委員会のほうに議案としては付託されているわけですがけれども、実際に議論の中で、76名とか、高岡に20名程度とか、こういったような最終的な人数というのはどちらが判断をして決めたということなんでしょうか。

○桑山行政経営課長 この人数につきましては、まだこれからという部分もありますので、「程度」というような表現をしております。これは具体的には、定員定数担当しています、うちの課と県土整備部との議論の中で、ダム管理を現場事務所でやるとすれば5名ぐらいの人数が必要だとか、維持保全関係の職員ではどのくらい要るだろうか、そういうお話をしてこの程度というような形で現段階では整理しております。今後、詳細は詰めていきたいと思っております。

○武井委員 議論の過程の中で、細かいことは言えること言えないことあると思うんですが、例えば現場、つまり県土整備部としてはもうちょっと残してくれとか、ただこちらとしては人数を減らしていかなければいけないので、これぐらいの人数で抑えてくれとかいったような形で、現場としてはもうちょっと数を担保したいという声があったのかどうか伺います。

○桑山行政経営課長 基本的なスタンスとして、私どもの部門は行革を推進する部門ですから、定員の適正な管理という意味からは、必要最小限の人数にという気持ちがございます。一方で、県土整備部でありましたら、現場を預かる立場でありますから、その立場からの御意見があります。結果的にぶつかる場所もあれば

合意するところもある。そんな中でこういう数字になったということで、特にああだこうだという細かいところは把握しておりません。

○武井委員 現場を持っているところはそれぞれ今仕事があるわけですから、当然現場としては今の体制がいいけれども、やむなくこういうふうにしていくということで、その辺もあってお聞きをいたしました。

もう一つ、先ほど萩原委員のほうからも出ておりましたけれども、人数とか金額が1億円程度ということですが、確かにこれだけを見ますとこれぐらいかなというのはあります。ビルドされたということもわかるんですが、今はこういう形で10人から20人ということですが、土木事務所の定員というものが、今、中部土木事務所で110人ですけれども、今後100人にするとか90人にするとか、長期的な人員を減らしていくというような計画とか検討は現時点であるのかどうか伺います。

○桑山行政経営課長 基本的に定員管理につきましては、行革大綱の中でもお示ししていますように、23年4月1日現在で1,000名の純減ということで、減少する方向で全体的な計画は進めております。しかし、土木事務所、今回に限って申し上げますと、現時点でそういう予定はございません。

○武井委員 最後に確認いたしますけれども、中部事務所が110名程度と、「程度」というのがあるんですが、ということは、少なくとも当分の間は議案に出ている規模は維持されるという理解をしてよろしいということですか。

○桑山行政経営課長 市町村への権限移譲とか情勢の変化等ありますので、それを約束するというわけにはいかないとは思いますが、一つの目安として考えていただけたらと思います。

○前屋敷委員 私も土木事務所の再編のことでお伺いしたいんですけど、統廃合が行われますと、直接影響を受けるのは地元の自治体や住民の皆さんですけど、そここのところの不安が非常に大きいわけですね。地元自治体に対する説明だとか、この間はどういうふうに行われてきたかお聞かせください。

○桑山行政経営課長 この件につきましては、先ほど資料の中で39ページの再編に係る経緯を申し上げました。40ページの冒頭の部分ですが、私どもが19年の10月に再編案をお示しして、これについては市町村にも御説明いたしまして、その後、市町村から要望あるいは陳情にお見えになるということも具体的にございました。それから県議会への請願の提出、採択という状況がありました。今回、この議会の開会の前に、こういった経緯を踏まえまして、それから地域住民の方から不安、希望の大きかった災害時の対応、そういったものに可能な限り配慮した案を御説明して理解を求めたという状況でございます。

私どもとしましては、今回の再編は、本所のほうに総務部門とか建設改良（道路の拡幅等）部門を集約化しておりまして、出張所のほうには、道路の保全、河川の保全、あるいは各種申請の受付とか広報する窓口を置いておりますので、基本的に住民の皆さんへのサービスはこれまでと変わらないよう十分努力してまいりたいと思っております。

○前屋敷委員 住民サービスが低下がないようにというお話だったんですけど、しかし、それが地元の自治体も含めて理解されてないわけですよね。ですから、県のほうから説明されたことをもって、これでは住民の暮らしや安全なども守れないということで、存続してほしいとい

う請願が上げられて、議会ではそれを可決したわけですね。その後いろんな見直しもされて、今回こういう形で提案されたんですけど、改めて地元の自治体の長の皆さん方が県議会のほうにも要請に見えるという経過があるんですね。ですから、県の意向も含めて地元自治体に伝わっていないし、理解されていないと見なきゃならないんじゃないかと思うんです。今、これだけの環境の変化であるとか、道路網が整備されるなどで、利便性とか対応はできるということは、地元の自治体の皆さんも十分理解されているんだろうと思うんです。しかし、果たして地元でそういう組織がなくなってどうなるんだろうかという、これから先がまだ見えていない。それがしっかり担保できるのであれば、それを含めての説明責任を十分県の立場からは果たさないと、今後運営は難しいだろうと思うんです。ですから、6月議会に提案をしてここで決めてしまうことが果たしてベターなのか、もう少し検討期間を置くべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうしてこの6月議会だったんでしょうか。

○桑山行政経営課長 22年4月の再編に向けていろいろ検討してきたわけでございますけれども、再編するためのいろんな準備等含めると、9月議会ではちょっと間に合わないかと、6月議会での提案をさせていただいたところであります。

それと、地域の方々からいろんな御意見いただきまして、請願の趣旨も十分踏まえまして、今回、可能な限り見直しを行ったつもりでありまして、今後も22年4月まで地元にも御説明して、心配のないように私どもの考えをしっかりとお伝えしていきたいと思っております。

○前屋敷委員 行財政改革はどこの自治体にも

課せられた課題でありますので、各自治体もそれなりに理解はされておられるんだろうと思うんです。しかし、住民の皆さんの安全・安心を考えた場合に、今のままでは問題があるということで、いろいろ改善策とか要望なども持っておられると思うんです。そういうものもちゃんとくみして、新たな段階での提案をし直すということも含めて、今後一定の検討期間が必要じゃないかと思っているところですので、今回出されて、先ほどの議論ではありませんが、ここで結論を出してしまうこと——継続にするかしないかという話も別の議論でありましたけれども、そういうことも踏まえて今議会では論議をしていきたいと思っていますところですので。これは私の考えです。

○榎藤委員 順番的にありますが、土木事務所の問題で、請願が採択されたということで、行政としてはいろいろ検討されたんだなというふうに思います。以前の案は、3年間たてば3つの事務所は閉鎖しますよという部分が、今回は、3年とか言わずに存続と。一部、南部港湾だけは移すというようなことですが、私は正直言って、そういう配慮に対して評価をしております。いろいろあるんでしょうけど、合併等においても、高岡に支所を設けたり、田野に支所を残したりというようなことで、住民の窓口的なものは、現場が控えていますから、大事じゃないかと思っておりますので、賛成、反対は別にして、その部分については非常に評価いたしております。これは我々が審議するというじゃなくて、報告に対しての質問ですから。結局、その部分が改善点なんですよ、今度の案と前の案との違いというのは。

○桑山行政経営課長 委員のおっしゃるとおり、今回、駐在所となる事務所が2カ所ござい

ましたが、いずれにしても最終的には、全面廃止というものを、3事務所ともに旧土木事務所に出張所を恒常的な施設として置くということでございます。それからもう一つ、技術調整課、ビルドの分も今回措置したところでございます。

○権藤委員 押川委員がおられますけど、西都・児湯の場合には西都に置くということですが、端的な意見ですけれども、「西都」という言葉がなくていいんでしょうかねということですよ。済みません。余分なことまで言いました。

それから、36ページの国民保護計画の中で、2の(2)のところですが、「県境を越える住民の避難に係る」云々というのがあったり、マニュアルは昨年3月24日にでき上がりましたよということですが、これの検討項目、詳しくはいいんですけど、県境間で、地震があったとか、北朝鮮のミサイルが落ちたとか、そういうようなことも含めて、これはどういう項目が検討されているんでしょうか。

○武田危機管理課長 県境を越えてのマニュアルの検討ということですが、国民保護事態が発生した場合には、九州・山口9県でいろんな協定を結んでいるわけですが、1つの県でできない場合に、関係県と県境を越えたマニュアルということでやっているわけがあります。避難につきましては3つほどあります。一つは、避難措置の指示を受けた後に避難住民の受け入れについてあらかじめ協議すべき事項とか、住民の避難に関して相互に緊密に連絡する事項について協議する、あるいは避難先県が受け入れ地域を決定した後に、受け入れについてのあらかじめ協議すべき事項とかというようなことだと思います。途中の県、隣県に行くんじゃなくて、そこを越えて通過する県

等もございますけれども、そこでの通過時の協議をどうするのかといったような細かな点でございまして。もちろん、県境を越えての避難先についてということでもありますけれども、そのほか、今後やらなくてはならないことは、職員の派遣をどうするのか、医療の支援、住宅の提供とか、これは災害復旧と重なるような部分でもありますけれども、こういった一つ一つについての協議を今後やっていこうと考えておるところであります。

○権藤委員 これは昨年3月24日にあらかたはマニュアルができたというふうに解釈していいんですか。今御説明があった項目等については。

○武田危機管理課長 そのとおりで、各県で協議を重ねてきているわけですが、先ほど御報告しましたとおり、前回の第2回の変更から20年10月までの間の計画が変更になっているということですから、その中で協議を重ねて決定したということになります。

○権藤委員 37ページですが、経営改革の②のところですが、17年から実減で881人、23年4月1日時点では1,000人ということですよ。20年から21年の間は91人ということですが、21年4月までに減った人が900人近くいるという意味なのか。私たちが議員としてずっと在籍しているんですけど、17年から881人実数で減というと、物すごい数だなと思うんですけど、18年の4月、19年の4月、20年の4月、この間に881人減っているんだと思うんですけど、それは御説明いただけますか。

○桑山行政経営課長 17年を基準として申し上げればよろしいでしょうか。別冊でお配りしております、5ページの上の表の一番下に「H17との対比」ということで、累積的に実績が21年

4月までが881でございます。23年が目標値として1,000という数字を掲げております。

○**四本人事課長** 先ほど権藤委員の御質問で知事の給料等の実支給額でございますが、昨年度の実績で給料と期末手当を合わせまして1,688万9,000円でございます。

○**権藤委員** 本会議の議論はしませんでした。答えが4,400万程度の 本会議での私の質問に対して、知事の給与、一時金を合算したものと、それからテレビ出演料あるいは印税、それは7月1日になれば書類上の区分けで明らかになるのかもしれませんが、「あとは推測してください」というのが知事の答弁だったと思うんです。それで、給与と賞与が1,680万で、4,400万何ぼから引いた差額は、テレビあるいは印税その他という解釈でいいわけですね。

○**四本人事課長** そちらのほうの数字、私どもで把握をしておりますのですが、知事が意味しているところはそういうことだと思っております。

○**前屋敷委員** 報告1号の専決処分についてですけど、毎年専決処分の承認を求める議案が出されてくるんですけれども、ことしも合計で10億円を超す金額になるんですね。毎年10億円を超す金額がこういうことで専決処分されて、本来、議会で論議に付されなければならないものが、全く議会を通さずに専決処分されるということで、これはおかしなことでありまして——そういう場合もありますけれども、それはごく限られた範囲で、特に県税の収入あたりは的確に把握して予算に生かすことに努めなければならないと思うんです。毎年こういう形が積み上げられてきているんですけれども、その辺について、今後の改善についてはどんなふうに考えておられますか。

○**西野財政課長** 専決補正予算ということですが、毎年度、3月31日の状況をもって2月補正以後の増減を補正して、それを専決処分させていただくということでございますが、これにつきましては地方自治法でも、特に緊急を要するために議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるということで、一定の範囲の中で専決処分をさせていただいているということでございます。3月31日をもって、決算前に明らかにわかり得るものを調査させていただくということで、3月31日に議会を開いてお願いするという事は、内容的にも、時間がないということとかいろいろ考えましても、このような形で毎年お願いさせていただくしかないのかなというふうに考えております。

○**前屋敷委員** これが慣例になってしまうのは問題なことでありまして、やはり収入についても把握する努力というものを怠らないようお願いしたいと思います。

○**高橋委員長** 以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでございました。
暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

午後2時25分再開

○**高橋委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○**高山県民政策部長** 説明に入ります前に、一言お礼を申し上げたいと存じます。高橋委員長、河野副委員長を初め各委員の皆様には、5月に県北・県南地域を御視察いただきました。それ

ぞれの視察地におきまして大変貴重な御意見を賜ったところであります。この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

それでは、座らせていただきます。

今回御提案しております議案等について、その概要を御説明いたします。

今回お願いしております議案は、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」であります。

お手元の総務政策常任委員会資料により御説明をいたします。委員会資料、表紙をめくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと存じます。今回お願いしております県民政策部の一般会計補正予算額は、ここにありますが一般会計の表の一番下、下から3分の1ぐらいのところでございますけれども、補正額計が1億542万1,000円で、補正後の一般会計予算額は、一番右ですけれども、98億1,909万9,000円となります。具体的な事業につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、県が出資しております法人の経営状況等について御説明いたします。

お手元にありますが平成21年6月定例県議会提出報告書の青いインデックス「別紙6」とございますけれども、ページで言いますと29ページでございます。まず財団法人宮崎県立芸術劇場と、同じ青いインデックスの「別紙7」、ページで言いますと43ページでございますけれども、財団法人宮崎県国際交流協会の2法人についてであります。それぞれ詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明申し上げます。

同じく報告書の青いインデックス「別紙18」というところがございます。ページで言いますと185ページであります。繰越明許費でござい

ます。表の一番上のほうですが、款の総務費、項で企画費のところでございますが、事業名、ケーブルテレビ施設整備支援事業につきまして、2つ右の欄でございますけれども、2,000万円、その下の事業、移動通信用鉄塔施設整備事業、繰越額が6,343万1,000円でございます。まず、1つ目のケーブルテレビ施設整備支援事業につきましては、綾町におきますケーブルテレビの整備につきまして、国の交付金事業とあわせて実施するものでありますけれども、国の交付決定が平成21年3月となりまして、20年度内に事業が完了しないことから繰り越しとなったものでございます。次の欄の移動通信用鉄塔施設整備事業につきましては、木城町及び日之影町におきます携帯電話の鉄塔建設について、国の補助事業で実施するものでありますけれども、工法の検討等に日時を要したことから繰り越しとなったものでございます。

次に、その他の報告について御報告申し上げます。もう一度総務政策常任委員会の資料に戻っていただきまして、表紙の裏になります。目次のⅡからⅤにありますように、補正予算以外のその他の報告事項が4件、それと別途本日配付させていただきました資料におきまして1件、計5件について御報告をさせていただきます。

まず、Ⅱの新たな経済・雇用対策についてであります。昨年来の世界的な金融経済危機を受けまして、県におきましては昨年12月に経済・雇用緊急対策を策定して各種対策を講じてきておりますけれども、その一方で、緊急的な対策に並行して次のステップにつながる対策も必要であるということで、今般、新たな経済・雇用対策をまとめましたので、その内容について御説明いたします。

次に、Ⅲの平成20年度宮崎県県民意識調査結果についてであります。これは県の施策とか活動につきまして、例年2月から3月にかけて県民アンケート調査を行っているものであります。その結果がまとまりましたので御報告申し上げます。

次に、Ⅳの平成21年度政策評価の実施についてであります。政策評価につきましては、昨年度から新みやざき創造戦略に基づいた評価を実施することとしております。今年度も、若干の見直しを行った上で同様に実施してまいります。その概要について御説明いたします。

Ⅴの宮崎交通(株)のバス路線廃止検討区間についてであります。これは6月5日に開催されました宮崎県バス対策協議会におきまして宮崎交通より申し出のあったものでございます。

次に、この目次にはありませんけれども、本日お配りさせていただきましたが、昨日、JR九州が日南線観光列車の運行について記者発表を行っておりますので、その概要について御説明いたします。

以上の報告事項の詳細につきまして、担当課長から後ほど御説明させていただきます。

最後であります。資料はつけておりませんが、2件ほど御報告をさせていただきます。

まず1点目は、宮崎—台北線就航1周年記念の台湾訪問団であります。宮崎—台北線の就航1周年を記念いたしまして、本県と台湾との一層の交流拡大を図ろうということで、県議会のほうからも中村議長に御参加をいただき、知事を初め関係団体の代表者等から成ります訪問団により、5月27日から30日までの日程で台湾を訪問いたしました。訪問団は政府関係機関とエバー航空を表敬訪問いたしまして、台湾との交流促進と定期便の定着・発展に向けた協力をお

願いいたしました。その中でエバー航空からは、世界的な景気低迷と円高、最近では新型インフルエンザの影響で路線運営は大変厳しい状況でありますけれども、7月からの旅行シーズンに向けて全社を挙げて利用促進に取り組むという話をいただいております。

2つ目の報告でございますが、これは第14回宮崎国際音楽祭についてであります。5月5日から5月23日までの開催期間中、約1万2,000人、ストリート音楽祭等の関連事業を含めると5万6,000人を超えるたくさんの皆様に御来場いただき、無事に終了することができました。委員の皆様には多大なる御理解、御支援をいただき、まことにありがとうございました。今後ともより一層県民の皆様が親しまれる音楽祭となるよう工夫してまいりたいと存じます。

私からは以上でございますが、議案等の詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○永山総合政策課長 総合政策課でございます。

まず、補正予算につきまして御説明させていただきます。

お手元の平成21年度6月補正歳出予算説明資料から説明させていただきます。3ページ、青いインデックスで「総合政策課」というふうに表示をしております。総合政策課の補正予算は、一番上の行になりますが、総額で960万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、右から3番目の欄になりますが、14億691万8,000円となります。補正の内容につきましては、5ページをお開きください。今回お願いしておりますのは、平成20年度2月補正で造成いたしました宮崎県地域活性

化・生活対策基金の運用に係る利子の基金積立金であります。補正予算の説明は以上でございます。

次に、新たな経済・雇用対策について説明をさせていただきます。

総務政策常任委員会資料の6ページをお開きください。上段の部分に記載をしておりますけれども、昨年来の金融経済危機に対応するため、本県では切れ目なく対策を講じてきたところではありますが、いまだ景気の状態は大変厳しいことから、引き続き、県内経済や雇用情勢の回復に向けた取り組みが必要だと考えております。その一方で、今回の経済危機を脱した後の本県の姿を考えますと、将来的課題にも取り組んでいく必要があることから、これまでの経済・雇用緊急対策の趣旨を踏まえながら、将来に向けた産業づくりや地域づくりなど、次のステップにつながる対策も盛り込んだ新しい経済・雇用対策を今回まとめたものであります。

まず、1の緊急的な経済・雇用対策であります。(1)の雇用確保・就業支援につきましては、県内の雇用情勢を踏まえ、引き続き国、市町村等と連携を図りながら、基金を活用した雇用の場の確保・創出、職業訓練等による就業支援等の対策を講じることといたします。(2)の企業等の経営安定化・雇用維持支援は、中小企業への金融支援、経営相談等による企業経営の安定化を図ることなどにより、企業における雇用の維持が図られるよう国と連携して取り組みます。(3)の公共事業等の適切な実施につきましては、国における方針及び県内の経済・雇用情勢の変化に十分配慮しつつ、計画的かつ効果的な公共事業の発注に努めます。

次に、7ページの2中・長期的な視野からの「産業づくり」対策であります。世界経済の大

調整が避けられない中で、我が国は、これまでの経済成長を支えてきた産業構造の転換が求められており、本県としても地域特性を生かした新たな成長産業の育成や産業振興を図るための課題の解決など、中・長期的な視野に立った産業づくりに取り組む必要がございます。このため、(1)の産業振興のための基盤整備として広域交通ネットワークや情報通信基盤の整備、(2)の農地の有効活用や森林資源の整備等による農林水産業の活性化、(3)の農商工連携による新産業の創出やソーラーフロンティア構想の推進など、今後の本県経済の発展のため基礎固めを行ってまいります。

次に、3の中・長期的な視野からの「地域づくり」対策であります。(1)の少子高齢化時代への対応等として、子育てや障がい者に対する支援、介護人材の確保等を図るとともに、(2)の安全・安心の実現では、喫緊の課題であります医師確保対策を初め、地域医療の再生に向けた総合的な対策を引き続き講じるほか、公共施設の耐震化促進、交通・情報等の生活基盤の整備、防災対策、消費者行政の一層の強化、自殺対策など、安全・安心な生活環境の確保を図ります。さらに、(3)の低炭素社会の実現として、ソーラーフロンティア構想の実現を初め、新エネルギー、省エネルギーの導入を促進するとともに、CO₂吸収源としての森林の整備、林業の再生を図ってまいります。

8ページをごらんください。今回の6月補正予算案における経済・雇用対策関連事業についてまとめております。今回の補正予算案では、既存の基金を活用した事業や、国の21年度補正予算に関連するものうち事業の詳細が判明しているものなど、経済・雇用対策として175億円余を計上しております。今後、国の事業の内

容や各種交付金の配分などが明らかになり次第、さらに補正予算をお願いしていくことになるかと考えております。

新たな経済・雇用対策については以上でございます。

続きまして、平成20年度宮崎県県民意識調査の結果について御説明をいたします。

11ページをお開きください。この調査は、県民の皆さんの県の施策に対する考えや日ごろの活動等についてアンケート調査を行い、県政の運営に資することを目的として、平成16年度から毎年実施しているものであります。調査はことし2月から3月にかけて実施し、県内各地より無作為に抽出しました20歳以上の方3,500人のうち1,704人から回答を得ております。

結果の概要につきまして、中段の1政策に関する結果をごらんください。総合計画に掲げます分野別の12の施策のうち特に重要だと思うものについて尋ねたところ、第1位が「安心して子どもを生み、育てられる社会づくり」、第2位が「生き生きとした健康・福祉社会づくり」、第3位が「未来を拓く子どもが育つ社会づくり」でございました。

12ページをごらんください。12の基本施策のうち重要だとの回答が多かった順に、上位7つの項目につきまして、それぞれ優先的に取り組むべき施策の上位3位までの回答を示しております。前年度と比較いたしまして全体的に数値の大きな変動はございませんでしたが、上位を占める項目につきましては、例えば一番上の「安心して子どもを生み、育てられる社会づくり」では、仕事と家庭の両立支援や地域における子育て支援の充実、2番目の「生き生きとした健康・福祉社会づくり」では、医療体制の充実や医療を支える人づくりが上位に入っております。

て、子育て施策に対する期待、あるいは医師不足を背景にした医療体制の不安など、近年の社会情勢を反映した結果となっているものと考えております。

次に、13ページでございます。これらの結果を地域別に見ております。例えば宮崎地区では、食の安全・安心の確保、地産地消の推進が、括弧書きで示しております県全体の割合を大きく上回っておりまして、消費者の視点からの関心が非常に高い結果となっております。また、東臼杵・西臼杵地区では、医療体制の充実や交通基盤の整備について強い関心を示す結果となるなど、各地域で特徴があらわれております。

このほかの調査の詳細につきましては、結果についての冊子を別途お配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

県では、この調査結果を今後の県政運営に生かし、県民ニーズを踏まえた施策展開を一層進めてまいりたいと考えております。

県民意識調査については以上でございます。

次に、平成21年度政策評価についてでございます。

14ページをごらんください。まず、1の評価目的でございます。新みやざき創造計画の着実な推進を図るため、計画に掲げます重点施策である「新みやざき創造戦略」について内部評価を行うとともに、外部評価として新みやざき創造戦略評価委員会による評価を実施するものであります。

評価委員会の位置づけについて、15ページでございます。ごらんのとおり、新みやざき創造計画は、中・長期展望を示しました展望編と、平成19年度から22年度までのアクションプランとして、新みやざき創造戦略を中心とする計画編から構成をされております。計画は、工程表

による進捗管理を行いますとともに、一番下に矢印で示しておりますが、外部からもその状況をチェックし、意見、提言をいただく機関として新みやざき創造戦略評価委員会を設置しております。そのメンバーにつきましては14ページのほうに表示をいたしております。

14ページの2評価の方法についてであります。この点につきましては、昨年度の実施方法を見直し、新たな取り組みを行っております。まず、(1)の進捗評価ですが、工程表に基づいて事業実施が予定どおり進捗しているかを評価するものでございまして、これは昨年度と同様に行っております。(2)成果評価が今年度追加した点であります。工程表に基づく取り組みの結果、社会情勢による影響や県民生活に及ぼした効果を踏まえ、得られた成果を評価するものでございます。この2つの観点から評価を行うことで、より効果的な施策の実施や、社会情勢に応じた施策展開の検討に生かしてまいりたいと考えております。

現在の状況でございますが、3の会議の開催にありますとおり、5月21日に全員出席のもと第1回会議を開催し、それぞれの取り組みについて事務局や関係課から説明を行い、委員の間で議論をいただいたところでございます。今後、委員と協議を進めながら、段階に応じて会議を開催し評価結果を取りまとめて、後日報告をさせていただきます。

政策評価の実施については以上でございますが、総合計画に関連しまして追加で報告をさせていただきます。15ページをもう一度ごらんください。現在の県の総合計画でございます新みやざき創造計画につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおり、上段の「日本の原点時代の起点 創造みやざき」を基本目標とし

す中・長期の展望と、これを踏まえました下段の新みやざき創造戦略を中心とする4年間のアクションプランで構成いたしております。本会議におきます知事答弁にもございましたけれども、現計画は策定から2年が経過しておりますので、次の平成23年度以降の計画を検討するに当たっては、まずは上段の展望編の部分のしっかりと描くことが重要であると考えております。すなわち、本格的な人口減少社会を初め、資源・環境問題の顕在化、地方分権あるいは道州制に係る議論の進展など、国全体や地方をめぐる情勢の変化を踏まえた将来の社会経済システムのありようと、それを実現するための県としてのビジョンが必要であると考えております。このため、次期総合計画策定に向けまして、さまざまな社会的要素について20年程度のスパンで推計分析した上で明確な将来ビジョンを検討するよう、知事から指示もあったところでございまして、今後関係部局とも連携の上、鋭意検討作業を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○長嶺総合交通課長 総合交通課でございます。

補正予算について、まず御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の総合交通課、7ページをお開きください。総合交通課の6月補正は1,500万円の増額でございます。補正後の額は、右から3番目でございますが、6億771万7,000円となります。

1枚めくっていただきまして、9ページをお開きください。中ほどの(事項)航空交通ネットワーク推進費ですが、経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正といたしまして、新規事業、国

国際線緊急支援事業1,500万円を計上させていただいております。

詳しくは委員会資料で御説明いたします。委員会資料の3ページをお開きください。新規事業、国際線緊急支援事業でございます。

まず、(1)の事業目的でございます。韓国、台湾と宮崎を結ぶ国際定期便は、世界的な経済悪化や円高の影響によりまして、昨年秋以降外国人の利用が大きく減少しております。搭乗率が低迷するとともに、今般の新型インフルエンザによるキャンセルを受けまして、今後、路線の運休とか減便等も懸念されているところでございます。このため、航空会社や旅行会社が行う集客対策を支援することによりまして、国際定期便の利用促進を図るものでございます。

次の(2)の事業概要でございます。宮崎空港の利用促進の推進組織であります宮崎空港振興協議会へ補助金を交付いたしまして、国際定期便の安定的な運航に資する集客対策の取り組みを支援することとしております。対象事業ですが、②にありますように、国際定期便を運航する航空会社が行う運賃値下げ等の集客対策への支援や、航空会社と旅行会社が連携して行う送客キャンペーン等の集客対策への支援としております。事業費は1,500万円でございます。

総合交通課の補正予算につきましては以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

続きまして、同じく委員会資料の16ページをお開きください。宮崎交通(株)のバス路線廃止検討区間について御報告をいたします。

まず、1の概要をごらんください。宮崎交通から、6月5日に開催をいたしました宮崎県バス対策協議会におきまして、平成22年4月1日の廃止を検討しているバス路線の区間について申し出がございました。

申し出の内容でございますが、(1)廃止を検討している区間等につきましては、右の17ページの表のほうをごらんください。この表の一番上のほうでございますけれども、左から2番目の欄、A廃止検討区間の欄に記載しております1から14の14の区間について廃止が検討されております。次に、これらの廃止検討区間が存在する市町村につきましては、同じく表のC廃止検討区間関係市町村の欄にございます5市5町となっております。また、これらの廃止検討区間では、同じくD関連系統の欄にございます21の系統のバスが運行されております。

再度、16ページにお戻りください。(2)廃止を検討している理由でございます。理由といたしましては、路線として赤字額が大きく、収支の改善を図る必要があるためと聞いております。

続きまして、2の今後の対応についてでございます。今後は、廃止検討区間に関係いたします市町村、国の宮崎運輸支局、県、宮崎交通で構成いたしますバス路線対策会議を設置いたしまして、今後の対応について十分協議をしていくこととしております。

続きまして、別冊の追加資料をごらんください。一昨日、JR九州のほうから日南線観光列車の運行について記者発表がされました。その概要を御説明いたします。

資料にありますように、列車の愛称名は、海幸山幸の神話にちなみまして、特急「海幸山幸(うみさちやまさち)」と名づけられております。運転開始は10月10日で、土曜、日曜、祝日、年末年始等の運行となっております。運転区間は、日南線の宮崎駅から南郷駅の間で1日1往復いたします。車両は、旧高千穂鉄道からJRが購入いたしました車両をJRのほうで整備・

改造いたしました車両2両を使用するという
ことでございます。

1枚めくっていただきまして、資料の2ペー
ジをお開きください。ごらんのように車両は、
外装に飴肥杉を使用した、いまだかつてない斬
新なデザインとなっております。続きまして資
料の3～4ページでございますが、内装にも飴
肥杉がふんだんに使用されておまして、すべ
て3列シートのゆったりしたつくりとなってお
ります。

済みません。資料の1ページにお戻りくださ
い。中ほどの6定員のところでございますが、
定員は2両で合わせて51名となっております。

それから停車駅と停車時刻は、下の8のと
ころに掲げてあります表のとおりでございます
が、下りが宮崎を11時に出発いたしまして南郷
駅に12時53分に到着いたしまして、上りは南郷
駅を15時45分に出発しまして宮崎に17時21分
に到着するというダイヤになっておりますが、こ
れは熊本・鹿児島方面からの特急列車との接続
や、東京・関西・福岡方面からの航空機との接
続を意識したダイヤ編成となると聞いておりま
す。

それから、観光列車の車内では、観光案内、
沿線の特産品の販売を行うほか、列車をおりて
からも、乗車券の提示によりまして観光施設や
飲食店等での割引、また、観光おすすめコース
の設定などによりまして、沿線観光地への乗客
の誘導を図る仕掛けづくりを行うと聞いており
ます。

県では今年度、新規事業、トロッコ列車活用
促進事業によりまして、これらの地場産品販売
などの地元の取り組みにつきまして、観光列車
を生かした取り組みを支援していくことを考え
ております。また、JR九州とタイアップして

運行開始セレモニーとかPRを行っていくこと
としております。また観光推進課のほうでは、
秋の行楽シーズンに向けまして、日南線の観光
列車を生かした観光誘致の取り組みを行う予定
ということでございます。説明は以上でござい
ます。

○高原生活・協働・男女参画課長 生活・協
働・男女参画課の補正予算について御説明いた
します。

お手元の横長の6月補正歳出予算説明資料
の11ページをごらんください。生活・協働・男
女参画課の補正予算額といたしましては、一番
上の行の左側でございますけれども、8,081
万6,000円の増額補正をお願いしております。
補正後の額は、右から3番目でございますが、
4億7,688万5,000円となります。

補正の内容につきましては、1枚おめくりく
ださい。13ページの中ほどにございますように、
消費者行政活性化基金事業費でございます。こ
れは、下の説明欄にございますとおり、1の基
金積立金と2の新規事業の消費者行政活性化事
業でございます。1の基金積立金は、平成20年
度中に造成いたしました宮崎県消費者行政活性
化基金に係る利子の積立金でございます。

また、新規事業の2消費者行政活性化事業に
つきましては、常任委員会資料で御説明いたし
ます。

資料の5ページをごらんください。この事業
につきまして、(1)の事業目的でございます
けれども、平成20年度に設置した宮崎県消費
者行政活性化基金を活用して、消費者の安全で安
心な生活を確保するため、県及び市町村の消費
生活相談窓口の機能強化等を図ることを目的に
実施するものでございます。

次に、(2)の事業概要についてでございま

すが、これは、国が示しましたメニュー事業に従って実施することとなっております。まず、①の消費生活センター機能強化事業といたしまして、相談スペースの改修や事務機器購入等の消費生活センターの拡充を行うものでございます。また、②の消費生活相談スタートアップ事業も、同様に相談スペースの改修や事務機器購入等により消費生活相談窓口の拡充を図るものでございます。この①と②の違いでございますが、①の事業は、消費生活センターを既に開設しているか、またはこの3年間に消費生活センターを開設する予定の県、市町村が実施する事業でありまして、②はそれ以外の市町村が実施する事業となっております。

次に、③の消費生活相談員養成事業については、消費生活相談を担う人材の養成を行いますとともに、④の消費生活相談員等レベルアップ事業については、消費生活相談員等の研修機会の拡充を図るものでございます。また、⑤の消費生活相談窓口高度化事業については、消費生活相談への対応力を向上させるために弁護士等の専門家の活用を図るものであり、⑥の食品表示・安全機能強化事業については、食品表示に関する知識の啓発のために、パンフレットの配布、あるいは食の安全をテーマとした研修を実施することとしております。さらに、⑦の消費者行政活性化オリジナル事業といたしまして、消費者に対して新聞、テレビなどのマスメディアを活用した啓発等を図ることとしております。

次に、(3)の事業費については、県の事業分が3,480万円、市町村の取り組みに対する補助率10分の10の補助事業が4,520万円の合計8,000万円となっております。

説明は以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 それでは、当課で所管します2つの財団法人について御報告申し上げます。

まず、財団法人宮崎県立芸術劇場の経営状況でございますが、平成21年6月定例県議会提出報告書の「別紙6」青いインデックスの29ページをお開きください。まず、平成20年度の事業報告についてであります。

1 事業概要でございます。公の施設であります県立芸術劇場は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、当財団を指定しておりますが、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の振興拠点としてその役割を十分果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施するとともに、県民の文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう管理運営に努めたところであります。

次に、2 事業実績についてであります。(1) 県立芸術劇場の指定管理業務をごらんください。右側の欄の事業実績に記載のとおり、県との協定に基づく貸館業務、施設・設備の維持管理を行いますとともに、第13回宮崎国際音楽祭の開催及び第14回の準備を実施したところであります。事業費は5億4,347万2,000円となっております。

次に、(2) 県立芸術劇場の指定管理業務(自主文化事業)でございます。劇場の3つのホールの特性を生かしながら、当財団が主催者としてさまざまな事業を実施したところですが、① 招へい公演事業では、国内外の多様な水準の高い舞台芸術を招聘し、コンサートホールで3事業(3公演)など鑑賞の機会の提供を行ったところであります。② 自主企画制作公演事業では、財団職員みずからの企画によりまして、県出身の音楽家などに公演の機会を提供する、みやぎ

きの舞台芸術シリーズ1事業（5公演）などを実施したところであります。次に30ページでございますが、③教育普及事業では、初心者等を対象とした演劇講座やオルガン講習会などを実施し、県民のための幅広い舞台芸術の教育・普及に努めたところであります。事業費は、前に返っていただきまして、1億5,763万1,000円となっております。

次に、31ページの3貸借対照表について説明いたします。まず、(1)総括表をごらんください。当財団では、この表の一番上の欄に書いてありますとおり、一般会計と特別会計に区分して会計処理を行っているところでございます。一般会計は、劇場の管理運営並びに宮崎国際音楽祭など、県から委託を受けて実施した事業の収支を処理する会計で、特別会計は、当財団が主催者として実施した自主文化事業の収支を処理する会計であります。

芸術劇場の期末の資産状況であります。この表のI事業活動収支の部をごらんください。1.流動資産及び2.固定資産を合わせまして、表の中ほどの二重線が引いてあるところですが、資産の合計は、2つの会計の合計で20億140万8,650円となっております。主なものとしましては、1.流動資産では、2つの会計とも支払い等のための現金預金、2.固定資産では、一般会計の財団の基本財産である3,000万円や、特別会計の特定資産としての文化事業預金16億4,424万円等であります。

次に、この表のII負債の部をごらんください。負債合計は、表の負債の部の一番下にあります負債合計欄にありますように、2会計の合計で1億9,390万3,148円となっております。主なものとしては、2つの会計とも未払費用がありますが、一般会計では、清掃や舞台技術等の委託

料（3月の支払い分）、特別会計では、芸術劇場の大規模改修に伴う財団負担分などが主なものとなっております。

また、III正味財産の部ですが、正味財産合計は、この表の下から2段目、合計の欄にありますとおり、I事業活動収支の部の資産合計20億140万8,650円から、II負債の部の負債合計1億9,390万3,148円を差し引いた18億750万5,502円となっております。

続きまして、32ページ、33ページでございますが、各会計ごとに前年度と対比したものを掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、34ページですが、4の正味財産増減計算書について説明いたします。(1)総括表がありますが、I一般正味財産増減の部とII指定正味財産増減の部に分けて計上しております。当期一般正味財産増減額は、表の下から13段目に記載のとおり、2つの会計合計で1,459万1,918円の増となっております。また、当期指定正味財産増減額は、表の下から4段目に記載してありますとおり、2会計合計で1億3,328万5,498円のマイナスとなっております。これは主に自主企画文化事業の財源として文化事業預金を取り崩したことによるものであります。

なお、35ページから36ページに各会計ごとに前年度との対比で掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

次の37ページの5財産目録ですが、先ほど御説明いたしました貸借対照表と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、38ページをごらんください。平成21年度事業計画についてであります。

基本的には平成20年度と同様となっておりますが、1基本方針に記載しております基本的な

考えに基づきまして、2事業計画にありますように、県立芸術劇場の指定管理業務として、県からの委託によります貸館業務や施設・設備の維持管理、宮崎国際音楽祭を実施しますとともに、(2)の自主文化事業としては、右側の事業内容欄に記載した各種事業を実施することとしております。これらの事業実施によりまして、国内外の質の高い音楽や演劇などを広く県民の皆様へ鑑賞していただくとともに、施設をさまざまな文化活動の発表、練習の場として利用していただくことが可能となりまして、県民の文化向上に寄与するものと考えております。

次に、40ページをお願いいたします。3収支予算書の(1)総括表をごらんください。まず、I事業活動収支の部の1.事業活動収入につきましては、当収入の計の欄に記載してありまして、一般会計、特別会計の合計で10億1,487万3,000円を計上いたしております。これは、一般会計としましては、管理事業収入、宮崎国際音楽祭受託事業収入、県補助金等収入などが主なものであります。特別会計では、主なものとしまして、事業収入、当財団の基金取崩収入であります。また、これに伴う支出としまして、表の中ほどに記載してあります2.事業活動支出の計のとおり、一般会計、特別会計の合計で10億1,397万3,000円を計上しております。これは、一般会計では芸術劇場の管理運営に伴います人件費、管理事業費や宮崎国際音楽祭の経費、特別会計では財団の自主文化事業に要する経費などであります。

なお、41ページと42ページに各会計ごとに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、財団法人宮崎県国際交流協会の経営状況について御説明いたしたいと思いま

す。

同じく報告書の「別紙7」の青いインデックス、43ページをお開きください。まず、平成20年度事業報告書であります。1の事業概要ですが、国際交流協会におきましては、本県の国際化と地域の活性化に寄与することを目的として各種の事業を行い、本県の国際交流の促進に努めたところであります。

次に、2の事業実績ですが、大きく分けて5つの事業を行っております。主な事業について説明いたします。

まず、(1)の交流推進事業として、県民と在住外国人とが交流する国際交流サロン、国際交流ボランティア養成講座等を開催したところであります。事業費は198万1,000円であります。

次に、(2)の情報提供事業として、機関誌「South Wind」の発行を初め、日本語、英語、中国語、韓国語による「国際プラザニュース」の発行、及びインターネットによる各種情報の提供等を行っております。事業費は612万2,000円であります。

44ページをお開きください。(3)の在住外国人支援事業として、在住外国人が安心して暮らせることを目的とした在住外国人のための法律相談や、5カ国語での生活相談や日本語講座、また県民が在住外国人をより支援しやすくなるため、日本語ボランティアの養成講座等を行ったところであります。事業費は1,039万7,000円であります。

(4)の国際化推進事業としましては、国際交流・協力活動に対する助成や、異文化理解等を目的とした学習会への講師派遣、外国の生活文化等を紹介する講座を開催したところであります。また、ブラジルやアメリカにある在外県人会への助成を実施したところであります。事

業費は730万5,000円であります。

(5)のその他事業といたしましては、宮崎ブラジル親善協会からの受託事業として機関誌の作成配布等を行っております。事業費は47万1,000円であります。

次に、45ページをごらんください。3の貸借対照表であります。これは、20年度末現在の宮崎県国際交流協会の資産、負債及び正味財産の状況を表示しております。

一番上のI資産の部であります。1.流動資産及び2.固定資産を合わせますと、表の中ほどの二重線を引いております資産合計に示すとおり5億4,713万6,231円となっております。

次に、表の中ほどにありますII負債の部であります。負債合計は、1.流動負債の未払金と預り金を合わせた171万4,351円であります。

なお、対前年度で見ますと、資産合計で936万3,362円の減、負債合計で903万5,689円の減になっております。その主な理由は、19年度末まで当協会に勤務していたプロパー職員の退職金が前年度分に計上されていたことによるものであります。20年度以降は当協会にプロパー職員はいないということになっております。そして表の下から2段目ですが、今御説明しました資産合計から負債合計を差し引いた正味財産合計は5億4,542万1,880円であります。

46ページをお開きください。4の正味財産増減計算書であります。I一般正味財産増減の部の1.経常増減の部の(1)経常収益であります。主なものとしましては、①基本財産運用益の630万42円、④受託金収益としまして、多文化共生社会づくりに関する県からの受託金等の3,572万8,510円等、①から⑥までのそれぞれの額を合わせた経常収益計は、罫線で囲んだところですが、4,607万3,897円あります。なお、

対前年度で3,966万3,291円の減となっておりますが、その主な理由としましては、20年度から旅券事務が県直営になったことに伴い、県からの人件費等の委託料が減となったことによるものであります。

一方、(2)経常費用につきましては、①事業費、②管理費を合わせた経常費用計は、同47ページ上から5行目、罫線で囲んでおりますが、4,640万1,570円あります。同47ページ、上から6段目ですが、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス32万7,673円あります。その結果、一番下の行ですが、正味財産期末残高は5億4,542万1,880円あります。

次の48ページの5財産目録であります。先ほど御説明いたしました貸借対照表と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

次に、49ページをごらんください。平成21年度事業計画についてであります。

20年度と同様の計画になっておりますが、1の基本方針に基づきまして、2の事業計画にありますとおり、交流推進事業、情報提供事業、在住外国人支援事業、50ページを開いていただきまして、国際化推進事業、その他事業の5つの柱でもちまして、右側の欄の事業内容に記載しております各種事業を推進し、本県の国際化と地域の活性化を図っていくこととしております。

51ページをお開きください。3の収支予算書であります。I事業活動収支の部の1.事業活動収入でございますが、①から⑦までの各収入を合わせた事業活動収入計は、表の中ほど罫線で囲んでいるところ、4,994万9,000円あります。主な収入としましては、①の基本財産運用収入と、④にあります県からの事業受託に伴う

収入であります。またこれに伴う、中ほどにあります事業活動支出であります。①事業支出と②管理費支出の合計は、表の下から2段目です。4,974万8,000円です。

以上、2団体の経営状況につきまして説明を終わらせていただきます。以上であります。

○高橋委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案関係についての質疑を求めたいと思います。

○福田委員 総合交通関係ですが、1,500万円の事業費で国際線の維持に緊急支援を図られるわけですが、これは長年の、本県の国際線の開設ができて、こういう経済情勢下で厳しいですからやむを得ない措置だと考えております。そこで専門誌の中にちょっと気になることがございました。全国のローカル空港で、かなりございましたが、ソウル、上海、香港——比較的我が国から至近距離の東南アジアの諸国であります。ここにほとんどの空港を持っている。そして国際線を開設した都道府県が助成をしている。助成金、いわゆるカンフル注射が続いている間は、どの空港も相手の外国のエアラインが路線を維持しているが、切れると同時に何らかの口実をつけて撤退している、こういう傾向が非常に強いということが一点。

もう一つは、今、日本の成田とか関西とか中部がハブ空港化という問題で非常に苦慮しているようではありますが、国内の主な大都会の空港のハブ空港化を阻害する要因になっているのではないかと。いわゆるソウルとか香港が中心でしょうけど、ハブ空港化を国内の都道府県の税金で推し進めている傾向はないか。こういう論調がありまして、そういう見方もあるのかなと感じたわけですが、本県については、いろんな空港整備をされましてこれからという

きに、こういう経済情勢にでつくわして困っているわけですが、我が県に入っています2本のエアラインについてはそのようなことはないでしょうね、どうでしょうか。

○長嶺総合交通課長 今回の御質問でございます。確かに他の空港あたりで、外国の航空会社につきまして運航支援等の助成を行っておるところがございます。例えば米子空港とか旭川空港あたりでは、搭乗率保証ということで、一定の乗車率にならない場合には、その差額を一定金額お支払いするというような支援措置を行っているところもございます。今回お願いいたしました私どもの予算につきましては、そういう搭乗率保証という考え方ではなくて、利用促進を図っていくという形での誘客対策ということでお願いをしているところでございます。そういう意味からも、県内の観光地の魅力づくりとか、本県だけでなく隣県、鹿児島県、熊本県。それから台北線で申しますと、九州には宮崎県と福岡県がエバー航空の台北線を持っておりますので、広域的な取り組み、ルートづくりというのにも必要になってくるのではないかと考えております。

今回お願いしたのは、インフルエンザによるキャンセルが多数出ているとか、昨年来からの世界的な経済悪化、今非常に厳しい状況がある中で、利用促進を図っていかないと、これからの宮崎県の国際線を守る上では非常に厳しい状況があるということで、やむにやまれずお願いしようということで提出させていただいたものでございます。

それからハブ空港化についてでございますが、確かにそういう論調の記事がございまして、私もそれを拝見させていただきました。それは一つの論調であるかと思うんですが、我々も国

際線をこれまで悲願としてやってきているわけ
でございまして、アジアナ航空の韓国線が最初
に開設をされてもう9年ぐらいになるわけでご
ざいますが、その中で、外国のお客様が来て県
内で消費をされる。ちなみに19年ベースで、外
国人の観光客、東南アジア、韓国、香港、台湾
あたりからの入り込み客数によります宿泊数、
ゴルフ客、買い物、そういった方々の人数によ
りまして経済的な波及効果の試算をしてみます
と、14億円ぐらいの波及効果があるという試算
もございまして、一方で県民の方も、宮崎から
直接海外に行ける、そこからまたその先のほう
にも渡航できるというような便利さもあるの
ではないかと思っているところでございまして。宮
崎県の国際化の推進のためにこの空港路線とい
うのは非常に大切かと思っておりますので、今後とも
充実を図っていく必要があるのではないかと
いうふうに考えております。

○福田委員 課長のおっしゃるとおりでありま
して、悲願の国際線を2航路手中にしたわけ
でありますから、ぜひ維持をしたいわけでありま
すが、何しろ全国の都道府県でのサービス合戦
になっていきますから、これで我が県が体力的に
消耗して、サービス合戦から——これはどちら
にしても一緒ですよ、エアラインにしてもお
客さんにしましても、財政資金を投入してい
くわけですが、体力低下をして脱落しないように、
創意工夫して頑張ってください、そういう
意味で質疑、提言をいたしました。以上です。

○武井委員 関連で、1号質問させていただきます。
1,500万円の事業費ということですが、今
までもずっと集客には旅行会社にお金を払
って、パンフレットとかに載せてもらったり、
1人頭幾らとかいう話でしょうけれども、

今までもずっとこういうことをやってきた結果
として、特にエバーについて言えば、開設した
6月が一番よくて、ずっと下がってきて、欠航
が頻発している。もはや定期便とは言えない状
況じゃないかと私は思うんですけども、そう
いったような状況の中で、この1,500万円を事
業費として投入することによって、こういった
惨たんたる状況が改善されるのかどうか、その
見込みについて伺います。

○長嶺総合交通課長 エバー航空についてのお
尋ねでございますが、エバー航空につきま
しては、まず搭乗率の関係でございますけれど
も、宮崎路線が昨年6月に就航いたしました。昨
年の上期（6～9月）の搭乗率が58.4%でござ
いました。そして下期（10～3月）が54.8%で
ございました。同時期に就航いたしました小松
線がございまして、こちらのほうが、同じく6
月から9月の上期が79.4%、下期の10月
から3月が69%という状況でございました。こ
れが21年度に入りまして4月になりますと、宮
崎路線が57.7%、小松路線が56.7%という
ことで、好調に推移してきておりました小松
線も、経済的な情勢を受けまして宮崎の搭乗
率を下回る状況になってしまったという状況
もございまして、そういう中で、エバー航空
につきまして、確かに去年就航いたしまして5
回欠航がございまして、今回も6月に入りま
して2回ほど欠航がございました。なお、小
松線につきましては20年度の欠航はござい
ませんでした。6月に入って宮崎よりも多い
3回の欠航が出ておるところでございませ
ん。いずれにしても非常に厳しい状況があ
るということは間違いないと思っております。

予算についてでございますけれども、こ
の1,500万円につきましては、今の厳しい情勢

の中で何とか航空会社のほうの意欲を出していただく、また旅行会社のほうの意欲を出していただくということで、送客に資するような航空会社の値下げとか、また航空会社と旅行会社が提携して、値段的にも魅力的、内容的にも魅力的な商品づくりを促進するというようなことを考えておまして、できましたら採算ラインと言われる60%あたりに搭乗率が回復すればというようなことを考えているところでございます。

○武井委員 おっしゃっていることはわかるんですけども、さっき福田委員もおっしゃいましたけれども、こういう政策というのは金の切れ目が縁の切れ目みたいな話で、旅行会社にこういうふうにお金を出していけば、逆に言えば、旅行会社の立場からすれば、金が来て当たり前だと、来たところに商品つくってやるみたいな話になる。これは永遠にお金を旅行会社に払い続けなければいけないという非常に希望のない政策だとも思うんです。

そういった意味で、先ほど小松の例が出ましたけれども、小松ですと加賀屋という日本で一番というような大きな旅館があつたりして、ああいうところが自分の経費でCMを打ったり、立山黒部とか非常に大きな素材を向こうでCMを打っているわけです。そういった意味では、1,500万円という経費があるのであれば、はっきり言えば、政策を抜本的に改めて、シーガイアでもいいですし、ほかの観光施設でもいいんですけども、宮崎の会社がアドバタイジングすることに対して補助をすとか、それならこっちにもお金も落ちますし、そういったような形でもうちょっとお金の使い方を変えていかないと、この1,500万円でおおよそ回復するとは思えないんですけども、緊急対策の中

で1,500万円という経費が出たときに、使い方についてはどの程度研究がされた結果こういう形になったのか伺います。

さっき申し上げたように、1,500万という原資があるならばいろんなことが検討できたと思うんです。結果としては、旧来型の今までもずっとやっているようなこういう政策に落ちついたというのは、ちゃんと研究された結果こういう使い方になったのかどうかということをお伺いします。

○長嶺総合交通課長 お答えいたします。

ほかの空港の点につきましても御質問がございまして、私どももほかの空港の支援につきましているいろいろと調査をしたところでございます。その中で、先ほど申しましたように搭乗率保障というやり方もあったんですが、そういうものは航空会社なり旅行業者の経営努力が余り伴わないんじゃないかということがありまして、そういう手法はとるべきではないんじゃないかということで、今回、誘客というような形をとりました。

誘客の形ですけれども、今、委員がおっしゃいましたように、台湾では小松空港関連で立山黒部アルペンルートが非常に知名度が高いということで、そういった情報が露出をしているというようなことがあると聞いております。私どももそういった点を十分研究して、今後、行政だけじゃなくて、もちろん観光部局も一緒になって、また県内のホテルとか旅行業者とか、観光関連の事業者が一体となって利用促進に努めていく必要があるんじゃないかということで、早速、台北から帰った後も、関係者のホテル関係、旅行関係、コンベンション協会、うちとか観光部局とか一堂に集まりまして対策会議をやって、総力戦でやっていく必要があるとい

う意思確認をしたところでございます。

○武井委員 もちろんそういう対応はお願いしていきたいと思うんですが、先ほどからありまして、よく議会でのこういう質問があると答弁でも必ず出ます、「隣県との」、例えば鹿児島とか、「九州では」というような話ですけども、これは幻想だと私は思うんです。鹿児島県として宮崎県の国際線を盛り上げていこうなんて気持ちはほぼゼロだと言ってもいいと思います。逆に言えば、鹿児島県は上海線が非常に厳しい厳しいとっていつもひいひい言っているんですけども、じゃ宮崎県が鹿児島県の上海線を盛り上げる施策をやるかと言えば、存在すら宮崎県の人には知らないわけですから。そういった意味では、全体を巻き込むというのは、よっぽどこっちから仕掛けていかなければいけないと思うんですが、その割には「隣県を巻き込んで」というのはよく言われるんですけども、そうした状況の中で、鹿児島とか熊本とか、広域的なものについてどういった取り組みをしているのか伺います。

○長嶺総合交通課長 委員御指摘のとおり、言葉で言うのは確かに易しいんですが、実際の行動になるとかなり課題も出てまいります。ただし、私どもはそれを少しでも進めなくちゃいけないということで、例えば台湾の商談会を、宮崎県と鹿児島県で合同商談会及びエージェントセールスということで、4月22日から25日まで合同で商談会をやりまして南九州の魅力を発信したというものもございます。特に今、「篤姫」というドラマが台湾のほうで放映をされているということで、鹿児島が非常にブームになっているというようなこともございますので、宮崎としては、鹿児島からどうぞ宮崎のほうにも回って下さいというようなことで、合同の商

談会をさせていただきました。

それから、もう御存じのことでございますけれども、九州観光推進機構というのもございますして、11月には機構主催の商談会が台北とか台中、高雄で開催されるということで、それにも出展をさせていただこうと思っております。そういった形で広域的な連携を——観光部局が中心になって行っていただくわけでございますけれども——進めていければなというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。

最後にしますが、6割というのが最低限の搭乗率のデッドラインだということを考えますと、つまり、この1,500万で60%が達成できるということによろしいということですね。

○長嶺総合交通課長 一生懸命頑張りたいと思います。

○榎藤委員 初歩的で申しわけないんですが、この1,500万以前は幾らか補助事業はあったんですか。

○長嶺総合交通課長 先ほど空港振興協議会というのを御説明いたしました。通常ベースの支援策というのもございますして、インバウンド、アウトバウンドにつきまして通常の支援策をやっておりまして、具体的に申しますと、6月から8月あたりに旅行会社に対して支援策を用意はしておりました。ただし、その後のインフルエンザの発生でここまで落ち込みが来るという予想はございませんでしたので、それに引き続くものという形で今回お願いをしたいと。

○榎藤委員 言葉が適切ではありませんが、協議会への1,500万ぼんと行くというようなことでは、マンネリ化もあるでしょうし、次から次に創意工夫しながらきらきらするような提案が少なくなるんじゃないか、そういうことを心配

するわけです。そういう意味では、トータルとして向こうが運営するにしても、一生懸命協議してこういう事業がふえましたよという、打てば響くという部分がどうなのかなということ、武井委員とそういう意味では同じなんです。これは効果があると思うんです。思うんだけど、何らかの割引制度ができたというもの等が、明らかな形で、やっぱり1,500万出したからいい制度もできたし、これはよくなるなという手ごたえがあると思うんです。そういうものを協議会や旅行社や航空会社と打ち合わせしながら、具体策を見ながらね。ただぼんと1,500万出したということではないと思いますけど、お金を使った後に、この事業が確かに育ったなということが検証できるようなことも含めて、こういう厳しい時代ですから、この事業の性格を明らかな形で——丸投げとは言いませんが、そういうことじゃいかんと思っておりますので、この制度のお金の投入以後もそういうものが検証できるように検討してほしいなというのがありますが、いかがですか。

○長嶺総合交通課長 委員御指摘の点は十分踏まえて取り組みたいと思っております。

実は、委員長にも出席していただきましたけれども、空港振興協議会の総会がございまして、そのときに会員の1人の方から、今委員がおっしゃったような戦略性を持った予算組み、事業組みをやる必要があるという御提言をいただきました。それを受けまして、先ほど武井委員のほうに御説明しました、関係者が一体となった意見交換会も早速実施したということでございますので、一体感を持って事業が実施できるように努力してまいりたいと思っております。

○権藤委員 時間の関係で次に進みますが、5ページの8,000万で、県の事業はセンターの整

備その他でお金を使いたいというのはわかったんですが、市町村事業の4,500万について、現在具体案が上がってきたのを積み上げて4,500万というものなのか。8,000万あって、県の事業はこうですが、市町村については今から残った金でやっていきたいとか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○高原生活・協働・男女参画課長 今の件につきましては、市町村のほうにまずこのメニューをお示しいたしまして、何度も会議、説明を繰り返しまして、それで出てきたものの積み上げが実はこの4,520万円でございます。県は相当の予算をつぎ込んで消費生活センター等の活動をしておりますけれども、まだまだ本県の場合には市町村の消費行政というのが弱いところでございますので、今回のこの基金は地元消費者の一番身近なところの市町村の行政を強化したいということで、市町村のほうを重点的に考えているところでございます。以上でございます。

○権藤委員 今後の課題だと思っておりますけど、これは単なる苦情处理的なもの、あるいはまた振り込めとかそういうことだけじゃなくて、自殺対策なんかでも取り上げているのが、本会議で私も質問したんですが、そういう内容の充実というのは一生懸命考えれば考えるほどよくなってくると思うんです。そういう意味では、「消費者ローンを栗原市ではつくっていますよ」とか言わせていただきましたが、これに自殺対策からお金を持ってきてそういうのもやるとか……。今、多重債務とか振り込めとかいろいろ問題があると思うんです、消費者の立場から見るとですね。今後もこれ以外の事業がふえることは望ましいことだと思っておりますので、これが積み上げと聞いて安心しましたが、ぜひ充実を図っていただきたいということを要望して

おきたいと思います。以上です。

○前屋敷委員 今に関連してですが、市町村で事業を取り組まれる自治体は、現在のところどのくらいあるんですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 全市町村が取り組んでいただけるということで積み上げております。

○前屋敷委員 それと弁護士さんや専門家の活用というのがありますけれども、弁護士さんとの協力あたりは、県が間に入るとか、直接自治体が弁護士さんに要請するとか、そういうことですか。県がある程度援助するというのも入っているんでしょうか。

○高原生活・協働・男女参画課長 この事業が始まりますときに、弁護士会のほうにはこういった事業がありますということを御説明いたしまして、個別の市町村は、当然市町村が弁護士会のほうにオーダーをするんですけれども、包括的なそういう事業があるので御協力方お願いしますという形での要請はしております。弁護士さんのほうも、消費者の方と直接いつも向き合っているものから、そのオーダーについては積極的にこたえていただける状況でございます。

○前屋敷委員 今度、政府のほうでも消費者庁ができたという経過もあるんですが、毎日の生活の中でこの部門はこれからかなり相談が多くなるんじゃないかと思っておりますので、自治体任せじゃなくて、県も積極的な支援や協力もお願いをしたいと思います。

○高橋委員長 ほかがございませんか。

今議論がありました消費者行政活性化事業で、事業の内容を見ますと、既存の相談員の方々の強化というふうに私は理解するんですけれども、相談員の数とか、人的な措置の部分が余り

見受けられないんです。相談員そのものが身分が貧弱といいますか、申しわけないですけども。そういうところも国でもいろいろ議論されたことを耳にしたものですから。消費者庁ができましたよね、相談事業のところはいいんですけども、相談を受ける相談員が貧弱だということなものですから、そういった相談員の数的な部分については余り踏み込めていないと思うんですが、どう思われていますか。

○高原生活・協働・男女参画課長 この件につきましては、今回の事業は国の地方消費者行政活性化交付金をもとにした事業でございます。国の示した交付金の使い方の中には相談員の人件費というのは入っておりません。今回の補正で出している分につきましても、相談員の人件費につき込むということはできない状況でございます。さりながら、おっしゃったように、消費者行政にとって消費生活相談員というのは非常に重要な方々でございますので、今いらっしゃる方々の研修、レベルアップにはこの費用を使っていいということですので、国民生活センターの研修等を含めてどんどん行っていただくということは考えております。

○高橋委員長 これはこの事業の弱点ですよ。期限が決められての事業なものだから、人をそこで雇ってしまうと、確かに3年後が財政出動になってしまうから。いろんな基金の中でも議論がされています。本会議でも質問があったと思うんですけども、問題の本質をしっかりと——これは国に要望すべきところでしょうけれども、相談員の数もしっかり今後は見きわめてやっていかんといかんのかなということは、要望でお願いします。

その他の事項で質疑を求めます。

○押川委員 6 ページ、中・長期的な視野から

の「産業づくり」の(2)農林水産業の底力の発揮ということで予算が24億ぐらいあるんですけども、この中身を見てみると、24億もかけた事業なのか。この「底力の発揮」の意味ですよ、何を思いながらこういう文言をつけられたのか、課長に聞きたいと思います。

○永山総合政策課長 まず、予算の話でございますが、8ページのほうで、今委員おっしゃったように24億でございます。その中心は森林整備加速化・林業再生基金事業と、この分の基金の積み立てが14億7,000万ほどございますので、そこが大きいということでございます。

底力の発揮、これは国の政策と連動した形でございますけれども、農林水産業は宮崎県にとって基幹産業でありますし、得意分野として伸ばしていかなければならないものでございますので、農業で言えば、農地の有効活用とか、需要に応じた生産振興ということで、どうやって得意分野を伸ばしていくのかという観点から、こういう項目をつけたところでございます。先ほど説明の中でも申し上げましたけれども、今後いろんな交付金等を活用しながら、さらに工夫のあるものを事業化してまいりたいというふうには考えております。

○押川委員 基金が主な内容だということで、それは理解しました。

国に準じて「底力」というような文言のつけ方ということでありましてけれども、1次産業がこれだけ衰退していく中で、本気でやっているのかなということを私どもは議論したいと思うんです。ただ、こういう文言だけで果たして本当に元気が出てくるのかということなんです。もっと具体的にそこらあたりはやってもらわないと、言葉だけが前にどんどん行って内容が伴ってこない、そういうものじゃないかなとい

うふうに思いますので、これは関係課との協力の中で農政がやられるんでしょうから、そこらあたりはきちんと連携をとってやってもらわないといけないのかなという感じを持ちましたので、言わせていただきました。

○永山総合政策課長 繰り返しになりますが、農林水産業、極めて大事だと思っております。各部ともしっかり連携をしてやっていきたいと思っております。项目的に新たな産業の展開のところでも、農商工連携の推進事業ということで農政水産部5億円の事業等も組んでおります。このあたりも含めながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○押川委員 ぜひ、しっかりお願いをしておきたいと思っております。

○井本委員 やっぱり世の中は、1次産業から2次産業、2次産業から3次産業とずっと発展していくと思うんですね。どうしたって1次産業はだんだん人も少なくなるし、もちろん生産力も低いしですよ。だけど1次産業が基本にある。ただ1次産業だけでほったらかしておくとしたって衰退していくから、農商工連携じゃないけど、農業を育てるためには何かと連携させながらやらんと、このまま農業だけやっておきなさいでは、絶対私は大きくならんと思う。何かと組み合わせながらやるという発想は、常に常に私は必要だと思いますけど、どう思いますか。

○永山総合政策課長 委員おっしゃるとおり、農商工等連携ということを最近非常に強調されておりますけれども、特に農業分野について、工業であったり商業であったり、あるいは医療の分野であったり、さまざまなところと連携をしながら進めていくことが非常に必要だと思います。また、技術的な側面でも、別の連携にな

りますが、産学官連携をしっかりと取り組んで、今までの技術を超えたところで新しい付加価値をつけていくという取り組みが必要だと思っておりますので、7ページの資料で言いますと、

(2)、(3)の部分をしっかりと連携をとりながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

○萩原委員 課長、きのうも本会議でお話ししたんですけど、農業の弱いところは、農産物はほとんどと言っていいほど買い手相場なんです。みずから値がつけられない、全部買い手相場に依存しているから農業が弱いんです。昔から、土農工商で生かさず殺さずで、形の分だけは農を2番目に持ってきておる。農商工連携というのは、農産物の何割程度を半製品化あるいは製品化できて、売り手の値段で、生産したほうが値をつけて商いができるかというところに農業の浮沈がかかっておるんです。そういうことをもうちょっと具体的に書かないといかんとするんです。農商工連携だけでは、農と商はなぜ連携しなきゃいけないか——商いをしなきゃいけないから農商工連携なんです。商いとは何か、いろんな研究して、農産物を1.5次製品につくるなり、半製品につくるなりして、売るほうが値をつけるようなシステムをつくっていかんといかんとするのが一つです。もちろんわかかっておるでしょうけれども、釈迦に説法みたいで申しわけないけど、ただ、さっきの押川委員じゃないけれども、言葉の遊びじゃなくて、具体的にもうちょっとわかりやすい話を県民の皆さんにさせていただきたいというのが一つ。

もう一つはお願いだけでも、8～9ページ、175億円のお金を書いてありますが、小さな親切大きなお世話じゃないけれども、もうちょっとわかりやすく、例えば1番の雇用確

保・就業支援44億8,400万と書いてあるけど、これだけ書いてあっても、おおよそこれにはこれだけの金がかかりますよ、2番の農林水産業の底力の発揮——近所の底力じゃないけれども、この基金にどのぐらいと、もうちょっとわかりやすく、「あなたの説明聞かなきゃわからん」じゃ話にならないがね。せっかくいい頭脳を持っているんだから、その頭脳をここでひけらかしてほしい。よろしく頼みます。

○永山総合政策課長 委員が御指摘ございました、製品化、半製品化、付加価値をどれだけ宮崎でつけて、輸送等も含めてコストをかけずに売っていくか……。

○萩原委員 宮崎でつけてじゃない。農家の方々が農産物をつくるだけじゃなくて、商いとして値をつけられるかということなんです。

○永山総合政策課長 製品化することによって所得を宮崎に留保していくことが必要だと思いますし、価格がつけられないということについて言えば、例えば南九州が固まれば市場の価格の支配力等が持てるのではないかというふうなことも含めて、今農政では議論をしているところでございます。そういう点も含めてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

それから、8ページ、9ページの資料の作り方については、大変申しわけございません。今後気をつけてまいります。

○福田委員 国際交流基金の貸借対照表で教えてください。45ページ、先ほどはプロパー職員がゼロになったとおっしゃったですかね。それを前提に、固定資産の中で投資有価証券の種類、運用利回り、保管の方式、この辺はどうなっているか教えてください。

○福村文化文教・国際課長 投資有価証券の種類といいますか、利付国債10年ものとか、福岡

市債、国民金融債権7年もの、みずほ銀行の定期預金、宮崎太陽銀行の定期預金、そういうようなところに預けております。

利回りは、国債10年ものが、利率が1.10から1.30、1.80、3種類ほどございます。

○高橋委員長　ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程、16時までとなっておりますが、このまま続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田委員　私がお聞きしたのは投資有価証券で、今聞いたら安全なものばかりですから何も問題ないんですが、実は、中央省庁の外郭団体に基金問題の事件が最近発生してますよね。本県においてはそういうことはあり得ないと思っておりますが、あえて有価証券の種類とか運用利回りとか保管の方式を聞いたんですが、定期預金でしたら対銀行との関係ですが、プロパーの職員も不在だということで、当然、現業課で保管されているか保護預かりに回しているということになりますが、その辺はどうですか。

○福村文化文教・国際課長　詳しいことは、今資料を持ち合わせておりませんが、後で調べて回答いたします。

○福田委員　後でまた教えてください。

それから31ページ、芸術劇場の関係ですが、流動資産の中で定期預金と普通預金がございまして、手元流動性を確保するためから大きく普通預金をお持ちなのかもしれませんが、かなり普通預金の金額が大きいようにはあるんですが、その辺はどういう理由でしょうか。

○福村文化文教・国際課長　普通預金は1億4,300万ほどありますが、劇場の修繕未払金などがたまっておりまして、それを普通預金に入れていると聞いております。

○福田委員　手元流動性を確保するためにあえて普通預金で置いておくと。ここには一般会計、特別会計合計で2億2,400万円ありますね。そのうち修理引き当てのための手元流動性普通預金の見合い額はどれくらいになっていきますか。

○福村文化文教・国際課長　済みません。今の数字につきましても手元に資料がございませんので、後で調べてお答えします。

○榎藤委員　報告書のところで、20年度事業報告が29ページとかあるんですが、これを個別に聞いていこうという意味じゃないんですけど、こういうものの評価なり、効率的だったかどうかという手法というものはあるんじゃないかと私は思うんです。一つは入場人員だと思うんですが、あるいはまた下のほうの事業でいけば、こういう事業は非常に券が足りなかったとか、個別の事業においても評価の仕方はあるんじゃないかと思えますし、一方では指定管理者ということで、頭脳の部分に移管しないにしても、施設の管理とか清掃とかいろんなものは分業化して切り離していくわけですね。そうすると、長年たってくると、評価というものと、問題がどこにあるのかというのがだんだんわからなくなってくるんじゃないか、そういう心配をしておりますして、例えば入場者数等についても、中身はいろいろあるんだけど、過去からいくところになりますよとか、それは決算では報告するけど今回はなかったのか。ただ、20年度の事業報告ということになれば、この表にはなくても、こちらの説明資料ではそういう評価を加えた形の報告がなされるとか、そういうものがあっていいような気がするんですが、担当のところでもそういうものは常に見ておく必要があるんじゃないかという気がするんです。現に手法があるけど載せていないということ等があるの

かないのか、それをまず聞きたいんですが。

○福村文化文教・国際課長 入場者数等については、毎月劇場のほうから事業報告という形で報告を受けるようになっております。そのことについて、今月はどうだったかとか、そういう反省会みたいなものは一々持っていないところでございますけど、指定管理者の義務としてそういう報告はするようにしております。

○榎藤委員 直接我々は、9月になれば決算の承認とかあるんじゃないかと思うんですが、そういう意味で、毎月データがあれば、それを、発注する側の県の立場に立って、要約する形で、1月から12月までどうでしたというようなことじゃなくて、この事業についてはおおむね良好だったんだと我々がわかるような何らかの手法と表現を工夫していただくことを、もうこれ以上言いませんけど、お願いをしたいのと、要望しておきたいと思えます。

次に、宮交さんの廃止路線、3者で協議をしていくんでしょうけれども、そういう中で、特に県の姿勢として、過去に具体的に、それは困る、あるいはここはこうしてほしい、そういう修正とかがあるのかどうか。特に本会議では外山議員が、なくなってしばらくしてわかるというようなお年寄りの話とかされたものですから、私たちもそういう気持ちがあるんですが、いかがでしょうか。

○長嶺総合交通課長 今お尋ねの件でございます。先ほど御報告させていただきましたとおり、6月5日に14区間の廃止の申し出がございました。これにつきましては、スケジュール的に申し上げますと、バス路線対策会議というのを関係市町村、県、運輸支局、バス事業者で構成をいたしまして、廃止区間に係る対応について協議をいたします。ちなみに、宮交のほうで、3

年ぶりでございますけれども、前回、廃止の申し出をされたのが19年の4月1日からの廃止の件がございました。このときに廃止検討区間が20区間ございまして、特に県北地域が対象になっておりました。そのときに、結果として存続した路線が20路線のうち9路線ございまして、宮交としては廃止をされたのが11件あります。ただし、そのうち廃止代替バス等の形、いわゆる宮交が路線として運行されるのではなくて、市町村が委託をされて実際は宮交が走っておられるんですけども、市町村が運営を代行するという廃止代替バスというのがあります。11のうちの2つは残りまして、いわゆる廃止というんでしょうか、単純廃止になったのが9でございました。20の検討区間に対しまして、存続が9、代替交通が2、そして単純廃止は9というようなことございまして、申し出イコールすべてなくなるということではないということございまして、今後のあり方についてバス路線対策会議の中で十分検討していかれると考えております。

○榎藤委員 時間を余りかけませんが、例えば高千穂等は自前の7～8人乗りのワゴン車とかでうまくやっているんじゃないかと思うんです、高千穂線がなくなってからはですね。それから小林等にもタクシーの補助とかがあるというふうに前聞いていたんですが。私はこの問題は、子供さんとかお年寄りとか、そういう弱者のために、知恵を絞れば、粗ごなしの議論はいかんのもかもしれませんが、県と町村と本人とでタクシー代を3分割するというのが——いいのか悪いのかわかりませんが、そういうようなことをしてでも、特別な地域については高齢者等には考えると、そういうのは市町村主体で判断すべきでしょうけれども、そういう制度があつて

もいいんじゃないかと思うんです。この結論までに、市町村との検討とか、宮交さんとの検討とかいろいろあると思うんですが、特に市町村の立場で踏み込んだいい案が出てくるように、県も、直接ではないにしても、そういう案が仮にあれば照会したり、そういう努力をしてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○長嶺総合交通課長 今、委員御指摘の点でございますけれども、コミュニティバスというのが今できておまして、先ほど宮交が廃止された中で2路線存続したという話をしましたが、その手段の一つとしてコミュニティバスという方法もございます。そういった中身について、バス路線対策会議の中で情報交換をしながら対策を練っていくということで理解しております。

○武井委員 何点か御質問させていただきます。

まず、14ページの政策評価の件ですけど、総合計画で出ているんですが、それぞれの取り組みに説明を行い、評価の検討を実施ということだったんですが、この委員会の中で、かいつまんでどのような話があって、評価の検討の結果がどうだったのかについてお聞かせください。

○永山総合政策課長 第1回目の会議におきましては、各部局及び総合政策課のほうから、15ページの資料で言いますと、下のほうに取組事項（122事項）というのがございますが、それぞれについてそれぞれ内部評価を行った結果について御説明を申し上げました。それに対して委員のほうからは、その上の重点項目（122を取りまとめたもの56項目）を評価する視点から、実際の成果をどういう数字で見ているのかとか、事業としては進捗しているけれどもこういう問題点はないのか、さまざまな観点から質問

をいただいてディスカッションをしたということでございまして、まだ評価の途中でございます。個別の委員ともいろんな話をしておりますけれども、これからさらに会議を開いて評価を確定していくという段階にございます。

○武井委員 ということは、非常に項目も多いわけですから、最終的には分科会方式をとるか、そういう形になっていくのかということですね。

確認ですが、前回、ちなみに時間はどれぐらいかけてされたのかお聞かせください。

○永山総合政策課長 外部評価委員会におきましては分科会方式をとっております、3つの戦略ごとに分科会をつくって、そこでディスカッションを行っております。前回の委員会は、1時から、長いところでは5時近くまでということで、それぞれ分科会ごとに少し時間は異なりましたが、ディスカッションを行ったところでございます。

○武井委員 次に移ります。芸術劇場についてお伺いをいたしたいと思うんですが、収支予算書を見ておりますが、41ページ、補助金が8,600万増、管理費が8,800万増、取崩が5,400万増とかなっています。この3つが特に大きいかと思うんですが、これはどういった理由かお聞かせください。

○福村文化文教・国際課長 41ページの予算額のところでしょうか。済みません。詳しく調べてからお答えします。

○武井委員 観光列車の件をお伺いしたいと思うんですが、内容は非常によくわかったんですけど、これは南郷で打ち切りになっているんですけど、串間まで行かないのか。JRとしては時間とかの関係でそうしたんでしょうけど、県としてはその辺の要望はしたのか。また

今後も続けていくということがあるのか、お聞かせください。

○長嶺総合交通課長 今お尋ねの件でございます。まず、要望についてでございますが、要望につきましては、JR日南線利用促進協議会というのがございまして、これは沿線の市町村、宮崎市、日南市、串間市、志布志市、今、日南市になっておりますが、北郷町、南郷町で構成されている協議会でございます。こちらのほうがJRのほうに観光列車の日南線全線での運行、すなわち志布志までの運行ということは要望されております。JRももちろんその要望は踏まえた上で、今回、先ほど申しましたような特急列車との接続とか航空機との接続等を考えて、当面こういうダイヤにしたというふうに聞いております。JR九州としましても、運行日以外での串間とか志布志方面への臨時的運行については検討したいというお話をしておられます。県としましても、当面そういう形で運行されるということでございますので、南郷駅以南につきましては、2次アクセス等の整備とか滞在プランの整備を図りながら、串間・志布志方面への臨時列車の運行を支援していきたいと考えております。

○武井委員 今もちょっとお話が出たんですが、ということは、基本的に土日、祝日等ということで、その日は特急としてこういう運用をするんでしょうが、ウィークデーというのは、日南線のルーティーンな運用の中で列車として運用されるのか、それとも車庫にとまって寝ているのかというのはどうですか。

○長嶺総合交通課長 今聞いておりますところでは、通常の列車としては走らないということでございます。運行日以外の臨時的運行については柔軟に対応するというので、検討を一緒

にさせていただければということだそうです。

○武井委員 いろいろな使い方、団体とかの扱いもできると思うので、検討していただきたいと思うんですが、こういう運用をしたときに、観光列車ということですから、駅からの足、例えば北郷から北郷温泉とか、飫肥から飫肥城とか、油津から堀川とか、南郷から外浦とか、そういった2次的なアクセスというものについてはどのような形で今検討がされているのかお伺いします。

○長嶺総合交通課長 せっかくの観光列車でございます。この観光列車だけで地域を活性化していくというのは限界があると思いますので、今、委員がおっしゃったような形で回遊できるような形を、地元とも一緒になってやっていきたいと思っております。JRのほうもそれは視野に入っております、いろいろ検討されているということでございますので、JRの動きを見ながら、行政としてできることについては支援を一緒になってやっていければと思っております。

○武井委員 わかりました。

続いて、宮交のバスの件、1点だけお伺いしたいと思うんですが、今回、この一覧表を見ますと、大きいところで、1番、木城町にバスが行かなくなるということですね。それから7番が大きいですね、これは10号線から去川のほうを通って雀ヶ野の旧高城町まで行くのが全部なくなるということですが、特にこういった大きな案件について、現段階での地元の町村、木城町とか宮崎市あたりの対応、反応等何かあればお聞かせください。

○長嶺総合交通課長 6月5日に対策会議、協議会をやったわけでございますが、それに先立ちまして分科会というのを各地区でやっておら

れます。そのときは国庫補助に係ります路線認定の検討をされておられたんですけども、その場で申し出がされました。その後、私どものほうに個別具体的な話はまだ来ておりません。今後、バス路線対策会議の中で検討されていくのではないかとこのように思っております。

○福村文化文教・国際課長 先ほどの武井委員の質問ですが、41ページの数字のことについて説明をいたします。一般会計予算額のところで管理事業収入が5,650万ですが、施設のホールを貸し出したときの使用料、それと劇場のほうで民間の催し物についてチケットを預かって売ったりしておりますが、それに関する手数料等で5,650万、それから音楽祭受託事業収入で1億9,200万ほどですが、これは第14回開催分が8,000万ほど、15回の開催準備で5,000万ほど、入場料収入で3,200万ほど、企業協賛金等で2,700万、それらを合わせますと1億9,200万の受託事業収入ということになります。それから県補助金等収入が5億円ほど上がっておりますが、これは県の指定管理料としまして3億5,600万ほど、それと大規模改修事業としまして財団のほうに委託してやりますのが1億5,600万ほど、合計で5億1,300万ほど県からの補助金等収入が上がるということになっております。

取崩の関係を御質問されましたけど、どの部分でしょうか。

○武井委員 41ページの2の事業活動支出の管理事業費支出のところと、42ページの基金取崩収入の5,464万円の2つをさっきは何いました。

○福村文化文教・国際課長 管理事業費支出で4億1,800万ほどありますけれども、大きなものとしましては、光熱水費等の6,700万とか、委託料としまして清掃とか警備を会社のほうに

再委託しておりますが、その額が1億4,600万ほど、それから修繕費ということで、大規模改修などに要しますお金が1億6,600万ほどかかりまして、それが4億1,800万ほどになっております。

それから42ページでございますけど、取崩収入としまして1億9,100万ほど上がっておりますが、これは文化事業基金というのを劇場のほうで持っております。それからの収入で9,300万ほど、これは自主事業、ソフト事業のほうに充当するための取崩でございます。それから運用財産基金というのを別途持っておりますけど、その取崩が1,400万ほど、それから文化事業基金取崩収入、これは劇場のほうで大規模改修経費を半分ほど負担していただくということで、8,300万ほど事業基金から取り崩して負担をお願いするというので、1億1,000万ほどの取崩をここに計上しているところでございます。

○武井委員 内容はわかりました。音楽祭については、あくまでも県としては指定管理になるけれども、音楽祭自体の事業収入みたいなものは委員会とか議会に上がってこないということではよろしいですか。

○福村文化文教・国際課長 音楽祭自体の収入といいますのは、入場料収入とか企業協賛金としての収入はございます。

○武井委員 全体のコストバランス、こういう形で収支みたいなものは出てこないんですねということです。

○福村文化文教・国際課長 音楽祭自体の特別な会計処理はしていないのが現状でございます。

○権藤委員 せっかくJR九州さんからいい列車をお金をかけて運行してもらおうんですが、こ

これは専門家の判断にゆだねざるを得ないんですけど、いつの場合でも、最初はばつと人気があって、1年とか2年したら下がってくるというのが通常かなと思うんですが、そういう意味では非常に冷静な運行の仕方じゃないかと、休みのときだけ行くというのはね。それは県外から旅行とかに来る人から見たら、飢肥城に行くときに、ここからここまでは乗って、バスは先に行っておくとか、そういうものでメニューをふやすという面がもうちょっとね。平日あるのかどうかもしませんが、平日も希望があれば運行しますよというような姿勢なのかもしれません、JRの姿勢は。しかし、余りにも最初、「そんな限定された運行ね」という印象がどうしてもあるものですから、そこら辺は、指定席の全国予約をするということのようですから、そういうものを見ながら判断されるのかもしれませんが、最初の秋のシーズンぐらいは平日もやりますよぐらいな、素人考えで、運転される人が入れかわるだけであれば、もうちょっと意欲的にばんとやってほしいなということを、ここで議論することじゃなくて、要望ということで発言しました。以上です。

○萩原委員 部長、黙っておられるから、部長にもたまには聞かにゃいかん。

答弁がしにくいと思うんですけど、芸術劇場とか美術館というのは指定管理者に余り好ましくないと思うんですよね。今まで指定管理者でやってこられて——ここは芸術劇場が出ておるんですけど、指定管理者になじむと思いますかなじまないと思いますか。非常に答弁に困るだろうけど。

○高山県民政策部長 本会議でもちょっと議論があったところでございますけれども、指定管理者制度を導入する際に、その当時に既に管理

委託しているところは管理委託になじむという判断でやっておるわけですから、そこについては指定管理者を導入する段階で原則的に指定管理に移行するという方針で、県の方針全体でやっております。そういった意味では、いずれにしても外郭団体に対して委託して事業を実施したほうが、県で直営するよりもいいという判断でずっとやっておったわけですから、そういった意味ではなじむ業務であろうというふうに考えております。

○萩原委員 それ以上の答弁はしにくいでしょうけどね、担当部長だから。ただ、私が芸術関係とかそういう方々に聞くと、「やっぱり指定管理者はよくない」と、こう言うわけですよ。その辺はいつかまた本会議でやらないかと思うんですけども、それ以上の答弁は部長にせいと言ったって無理ですけど、私はやっぱりなじむ指定管理者となじまないのがあると思っております。以上です。

○前屋敷委員 重複になりますけれども、先ほど権藤委員からも要望が上がりました、芸術劇場も含めての報告書の中身についてですけど、今、指定管理の話もありましたけれども、指定管理者に移行した場合は、従来からするといろんなメリットがあるということが証明されなければなりませんよね。そういうものが客観的にわかるような報告書にならないと、最低でも前年度との比較でわかるような中身にならないと、判断ができないといえますか、そういうものだというふうに思うんです。ですから、ぜひそういうふうな改善も図っていただきたいと私自身も思いますし、もう少し具体的な数字が出てくるような形でお願いをしたいと思います。

それと国際交流協会のほうですが、具体的に今、国際交流を通じて何名の方々が県内で活動

されておられるのかというのもここで全然出てきていないので、活動内容はありますけれども、実際どういうふうに県がかかわっているのかというあたりも事業報告の中身にも記載をしていただきたいと思います。具体的に、今何名の方々が外国から来られて活動しておられるのかを教えてください。

○福村文化文教・国際課長 この表には人数は書いておりませんが、個別のデータは出ております。申し上げますと、国際交流サロンというところで県民と在住外国人との交流会に25回と書いてありますが、第1回は英語での交流会ということで、5回で64名が参加したというデータが上がっております。第2回目は韓国語での交流会ということで、これも全5回で56名参加したとか、中国語で23名、英語で84名、最後の第5回目で68名とか、そういうデータは上げておりますので、次回以降の報告書のときに研究してみたいと思います。

○前屋敷委員 それぞれの回数と参加人数は今お話がありましたし、具体的に次回教えていただくということですが、今現在、県内で何名の外国人の方々がこういう活動に参加しておられるのかお聞きします。

○福村文化文教・国際課長 4,000人ほどの外国人がおるんですが、具体的に交流協会の事業に何名が参画しているかというのは、今情報を持ち合わせておりませんので、協会のほうに聞いてお答えしたいと思います。

○井本委員 政策評価の件で聞きたいと思いますが、これは部局別のマニフェストを評価しているわけですか、それとも別なものをやっているわけですか。

○永山総合政策課長 この政策評価につきましては、新みやざき創造計画の中に書いておりま

す新みやざき創造戦略56項目の122の事項の進捗及びその成果について評価をするものでございまして、部局マニフェストはまた別ものということでございます。

○井本委員 そうすると、部局別のマニフェストと、今言った創造計画の中にあるものというところあるわけですね。さっきも話したんですけど、行政経営課というのがありますね。我々からすると似たようなことをやっているような感じがするんですけど、どういうふうな関係になっているんですか。

○永山総合政策課長 まず部局マニフェストの関係で言いますと、新みやざき創造戦略というのは4年間の戦略を立てているわけです。それで、工程表をつくってこういうふうに進めていきたいと思いますという形になっています。部局のマニフェストというのは毎年度つくっていくもので、この創造戦略の中の項目について特にここを頑張っていきたいと思いますというふうな中身になっています。今回の県民政策部で言うと、太陽光発電について力を入れていきたいと思います形になっております。すべてがダブっているわけではございませんけれども、そのような位置関係にあると思っております。

それから行政経営課との関係で言いますと、我々総合政策課はあくまでも政策、施策を推進していくという立場でございまして、行政経営課は、さまざまな取り組みを通じて効率化であったり、職員の意識改革であったりということを進めていくのを目的としておりまして、委員がおっしゃるとおり多少似通った部分がございますが、そこは十分連携をし、あるいは話し合いをしながら進めている状況でございます。

○井本委員 有機的に絡んで相乗的にいったらいい形になるかもしれんけど、逆に牽制し合っ

たりすれば余りいい形にならんから、私は、どこかが中心になって引っ張っていくべきじゃないかとさっきも言ったんだけど、どうなんですか。

○**永山総合政策課長** 今年度、私、課長で参りましたが、牽制し合っているというつもりは全くございません。お互いに刺激し合いながらそれぞれのよさを生かしていきたいと思っています。そして政策なり施策づくりについて言えば、我々総合政策課がしっかりリードしていくというふうには思っております。

○**井本委員** それにまた人事課も絡むんだよね。我々が聞くと、どこがどうなっているかわからんという感じがするからね。確かに牽制し合っていない、お互い刺激し合っているというのはわかるけど、もうちょっとリーダーシップをとってどこかが中心になってやっていったほうがいいんじゃないかなという気がする。もうこれ以上言いませんが。

それと、岸良さんというのは有名な方ですよ。この人はここだけにかかわってもらっているんですか、それともほかにもやってもらっているんですか。

○**永山総合政策課長** すべて把握しているわけではございませんけれども、県とのかかわりで言うところの部分だけではないかと思えます。

○**井本委員** みんな同じ経費で来てもらっているんですか。

○**永山総合政策課長** 同じ経費でございます。

○**福村文化文教・国際課長** 先ほど福田委員のほうから質問がありました、劇場の貸借対照表の中で普通預金が1億4,000万ほど、ちょっと多いんじゃないかというような御指摘だったんですが、私の答えで修繕未払金などに払うと言いましたけど、流動負債のほうに未払費用とか

掲げておりますが、実際、音楽祭の宣伝広告費とか清掃、舞台技術等の委託料等、3月分が未払いになっているということで普通預金を用意しているということで、かのような1億4,000万ほどの普通預金になっております。

それから、先ほど前屋敷委員の、国際プラザの利用状況で外国人が何名かという質問がありましたが、協会のほうで統計をとっておりますが、延べ人数としては利用者数が全体で8,415人ほどおりまして、そのうち外国人が3,008人。これは延べでございますので、実人員が何人来るかというのは、協会のほうに聞いてみないと、感覚でしかわからないかと思うんですけれども。以上でございます。

○**高橋委員長** その他の報告事項はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋委員長** その他何かありませんか。

○**前屋敷委員** 芸術劇場に関してですが、ことし、国際音楽祭のストリート音楽祭で新田原からの戦闘機が飛んだということがあったんですよ。本会議でも質問が出ましたけれども、「もし事故があったときにどうするのか」ということが、市民の方から前日、自宅のほうに夜も電話がかかってまいりました。その方は実際、実行委員会がここは取り組んでいらっしゃるんで、実行委員会に、「もし仮に事故が起きたときにどういう責任のとり方をするのか」と問うたら、答えられなかったというんです。その方が言われるには、責任のとりようがないというふうに思いますといわれたんですけども、実行委員会が自主的に企画をして、指定管理になったからといって県とは関わりがないということはないのですから、県も高い見地から一定の助言が必要ではないか。今後のことにもなる

ので、その点についてのコメントがあればお願いいたします。

○**福村文化文教・国際課長** 本会議の方でも議論になっておりましたが、ストリーートの音楽祭は中心市街地の有志による実行委員会がやっておられまして、県も共催ということにしていますが、実際、実行委員会が決めた内容についていちいち意見はいえないところもあります。危機管理という点からは実行委員会から市民の方々にチラシを流したりとかの対策もしてましたが、起こったらどうするかといわれたら、なかなか微妙な問題もあります。来年度については、慎重に検討していきたいと思っております。

○**前屋敷委員** 今回、文化芸術と一番なじまないものがきたと思います。文化の振興に寄与する形での国際音楽祭でありますし、そういう観点から、口ばしを入れるということではありませんが、全体的に見てそういう観点からの対処の仕方も必要ではないかなと思います。

○**高橋委員長** その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋委員長** それでは、以上で終了します。執行部のみなさまご苦勞様でした。暫時休憩します。

午後 4 時 40 分休憩

午後 4 時 49 分再開

○**高橋委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす行いたいと思います。

開会時刻は13時といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋委員長** それでは、そのように決定いた

します。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋委員長** それでは、ないようですので、本日の委員会を終了いたします。

午後 4 時 49 分散会

平成21年6月25日（木曜日）

午後1時5分再開

出席委員（9人）

委員	長	高橋	透
副委員	長	河野	安幸
委員		福田	作弥
委員		井本	英雄
委員		萩原	耕三
委員		押川	修一郎
委員		武井	俊輔
委員		権藤	梅義
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

総務課	主幹	黒田	渉
議事課	主幹	壺岐	哲也

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

暫時休憩します。

午後1時5分休憩

午後1時7分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案第6号の取り扱いについて、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 ただいま議案第6号につきまして継続審査を求める意見がありましたので、ま

ず、継続審査についてお諮りいたします。

議案第6号について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

○権藤委員 継続で仮に賛否をとられて否決されたときに、委員長報告に継続の理由を我々は述べたいわけです。理由を述べて継続してほしいということを申し上げたいんですが、いいですか。

○高橋委員長 それは委員長報告骨子の中で…

○権藤委員 ここで発言しないと、報告書には盛れないから。

○高橋委員長 委員長報告でも可能だと思うんですが。

○権藤委員 ただ、採決というときに理由を述べることはいいと思うんです。

○前屋敷委員 協議の中身を委員長が報告するわけだから、きのうまでの論議をもって報告に盛り込むというのであれば、それでいいと思うんですけどね。

○権藤委員 だから、採決に当たってこういう理由ですということを述べることも、今まで整理されて委員長報告に盛られるかなという心配があるから、私としては幾つかの理由を述べてこういうことをすべきじゃないかと。

ちょっと発言を許してください。それを無視するというわけにはいかんでしょう。

○高橋委員長 採決の前に、継続の理由としての意見を述べたいということですね。

○権藤委員 本日、採決が行われるわけですが、私は、本会議でも質問しましたけれども、継続がいいのではないかと考えております。その理由といたしましては、一つには、7月1日に資産公開、給与の公開、所得の公開、こういうものが行われるものであります。本会議

で知事は4,400万の所得があると言われました。あとは知事給与との関係は推測してくださいというようなことで、先日の常任委員会では1,680万の知事所得があるということでした。

もう一つは、政治資金の関係で言いますと、9月以降にならないと政治資金は公開されない。これについても一昨年の方は1,700万円余の繰越残、余剰がある。昨年の方については9月以降じゃないとわからないということになります。

退職金というのがどういう意義があるのかということについては、一般のサラリーマン等においては給与の後払いだと、不足分を生活保障のために払うんだと、こういう考え方もあります。果たして知事の場合にそういう意味なのかどうかという退職金の定義はわからないわけですが、今回の経緯としては、出来高払いというものをマニフェストで出した。しかし、出来高払いの根拠は不明であるから、これは放棄します。先進県等において50%あるいはゼロ——ゼロというのは100%カットですね。そういう例があるんだけど、自分としては50%にしたいということになります。このことについては県内の30の市町村長さんにも影響があるんじゃないかということを考える必要がある。

いま一つは、全国で政治資金パーティーというのは16の県でやっている。しかし、中身はつまびらかではないわけですが、私は、14の退職金のカットあるいは減額をしているところとほぼダブるのではないかと推測をいたしております。突合はしておりませんがね。

そういったことを考えますと、私は、7月1日の資産、所得の公開、こういった資料も参考

にしたいし、あるいは政治資金の余剰というのが19年度が1,700万円余、果たして20年度はどうか。回数もふえておりますから、恐らく相当な額じゃないか。こういうものを総合勘案する必要があるんじゃないか。もう一つは、県内の市町村長への影響があるんじゃないか。いま一つは、14の地区の中で、全部調査する必要はないんですが、今後我々は県外視察等を予定しております。そういう中で1～2参考になりそうなところには足を運んで調査をすべきではないか。こういうようなことがございますので、私が継続を主張する理由はそういうところにあるということになります。

○高橋委員長 ほかがございませんか。

それでは採決に移りますが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 賛成少数。継続審査とすることは否決されました。休憩します。

午後1時14分休憩

午後1時15分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手多数。よって、議案第6号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、報告第1号について採決いたします。

報告第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手多数。よって、報告第1号につきましては原案のとおり可決承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、議案第4号、議案第11号、議案第13号、報告第2号について採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手全員。よって、原案のとおり可決承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

先ほどの議案第6号についての権藤委員の意見を要約して委員長報告にまとめるということによろしいですね。

○武井委員 8ページの議案第13号、押川委員と私とでお話ししたと思いますが、公用車の件については、ぜひ、議論があったことは織り込んでいただきたいと思います。

〔「委員長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 暫時休憩します。

午後1時18分休憩

午後1時21分再開

○高橋委員長 委員会を再開します。

委員長報告骨子（案）について確認いたします。

1点目は、議案第6号「知事の退職手当の特例に関する条例」について、2点目、議案第11号「市町の廃置分合について」も昨日意見が出されました。今出されました、議案第13号「経済・雇用対策に伴う公用車更新に要する経費」、

4点目に、その他の報告事項で、「行政機関設置条例に係る土木事務所の再編案について」、以上を中心に委員長報告骨子（案）をまとめたと思います。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 では、そのようにいたします。暫時休憩します。

午後1時22分休憩

午後1時27分再開

○高橋委員長 再開いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「県民政策及び行財政対策に関する調査」については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、県外調査についてであります。

県外調査につきましては、8月26日から28日にかけて、お手元に配付の案のとおり実施することとし、詳細については正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日御連絡いたしますので、よろしくお願ひします。その他何かありませんか。

7月22日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で委員会を開催す

ることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのようにいたします。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時30分閉会